

広報

～地域をつなぐ情報紙～

いわくら

2024
5月号
No.1179

特集

岩倉市市民意向調査の結果をお知らせします

～77.9%の人が住みよいと評価～



特集

岩倉市市民意向調査の結果をお知らせします ～77.9%の人が住みよいと評価～

令和5年11月に実施した「岩倉市市民意向調査」の結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

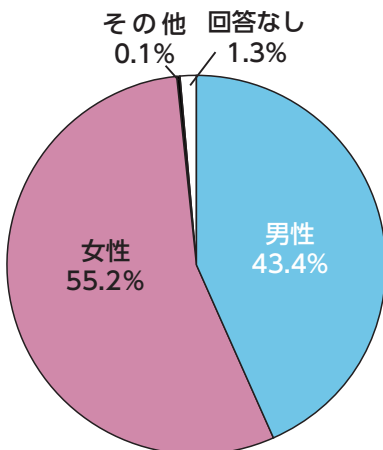
ご協力ありがとうございました。

【調査概要】

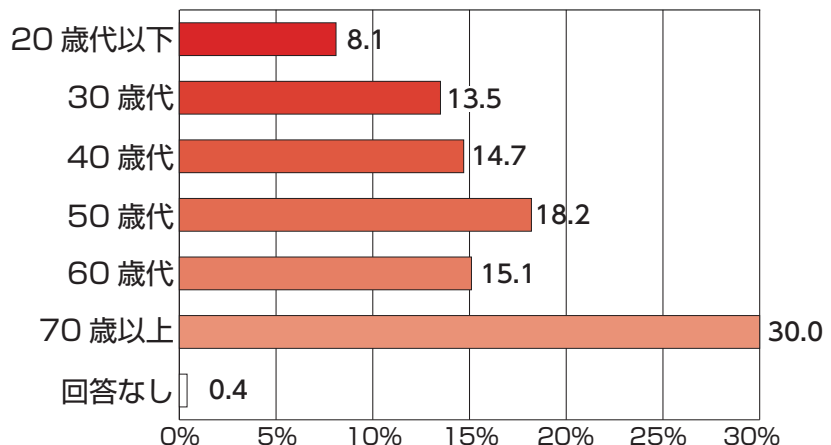
- **目的** 岩倉市では、第5次岩倉市総合計画（令和3年度～令和12年度）において、「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」を基本理念に掲げ、まちづくりを推進しています。
このたび、第5次岩倉市総合計画に基づき、これまでの市政全般の成果を検証し、今後の市政運営に反映するため、市民の皆さんのご意見をお伺いする「岩倉市市民意向調査」を実施しました。
なお、この市民意向調査は、おおむね5年ごとに実施しています。
- **対象** 令和5年10月1日現在で、市内に在住している18歳以上の市民4,000人（定住外国人260人を含む）を対象としました。
- **調査方法** 調査対象者へ郵送により調査票を配布し、インターネットまたは郵送、持ち込みにより回収
- **調査期間** 令和5年11月22日～12月19日
- **抽出方法** 層化無作為抽出
- **回収状況** 配布数4,000に対して無効票を除いた有効回収数は1,909で、有効回収率は47.7%でした。

回答者の状況

【回答者の性別】



【回答者の年齢】

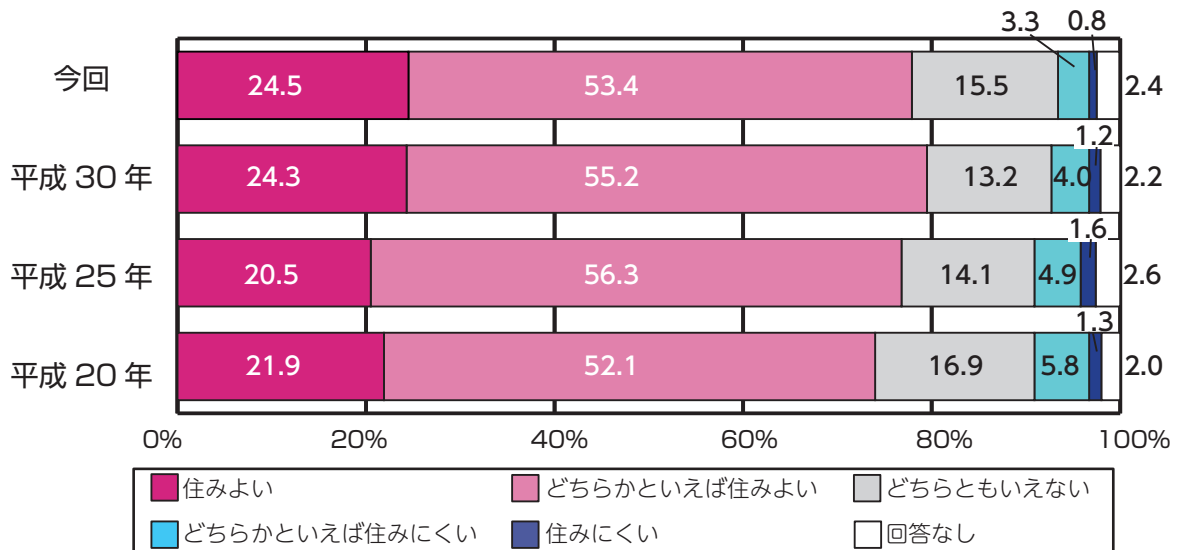


岩倉のまちについて

Q 総合的にみて岩倉市は住みよいまちだと思いますか。

A 岩倉市に対して住みやすさを感じている市民は 77.9%

総合的な岩倉市の住みやすさについては、「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」を合わせた評価は 77.9%となっています。一方で、「どちらかといえば住みにくい」、「住みにくい」を合わせた評価は、4.1%となっており、岩倉市は総合的にみて住みやすいまちであると市民から評価されています。



※構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した数値であるため、合計が100.0%にならない場合があります。

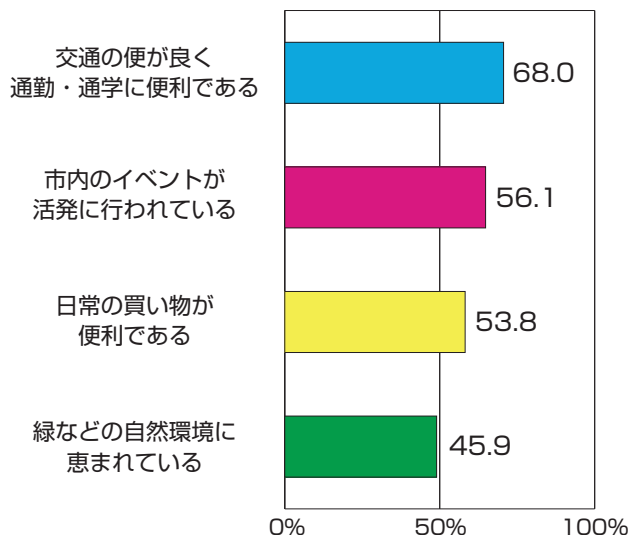
Q 岩倉市のまちの魅力について、おたずねします。

A 魅力のある点は「交通の便が良い」、魅力のない点は「防犯面における不安が多い」がトップ。

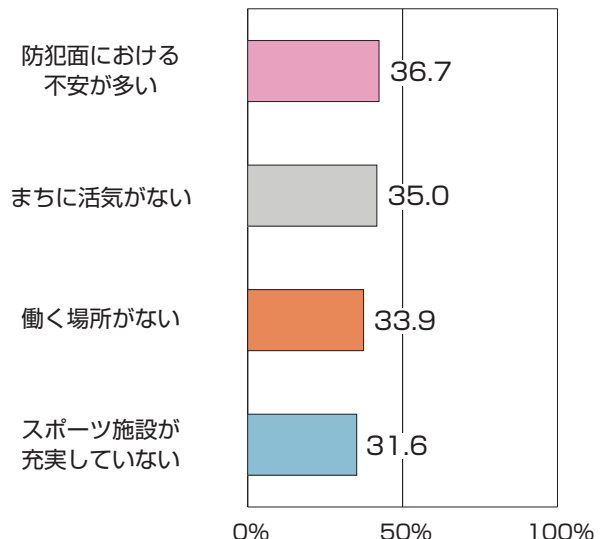
岩倉市の魅力がある点は、「交通の便が良く、通勤・通学に便利である」が 68.0%で1位、「市内のイベントが活発に行われている」が 56.1%で2位、「日常の買い物が便利である」が 53.8%で3位となっています。前回調査と順位は変わらず、魅力のある点として高い水準を維持しています。

岩倉市の魅力がない点では、「防犯面における不安が多い」が 36.7%で1位、「まちに活気がない」が 35.0%で2位、「働く場所がない」が 33.9%で3位となっています。こちらも順位に変わりはありませんが、いずれも数値は改善しています。

魅力のある点



魅力のない点



住まいの周辺の生活環境について

Q 住まいの周辺の生活環境について、おたずねします。

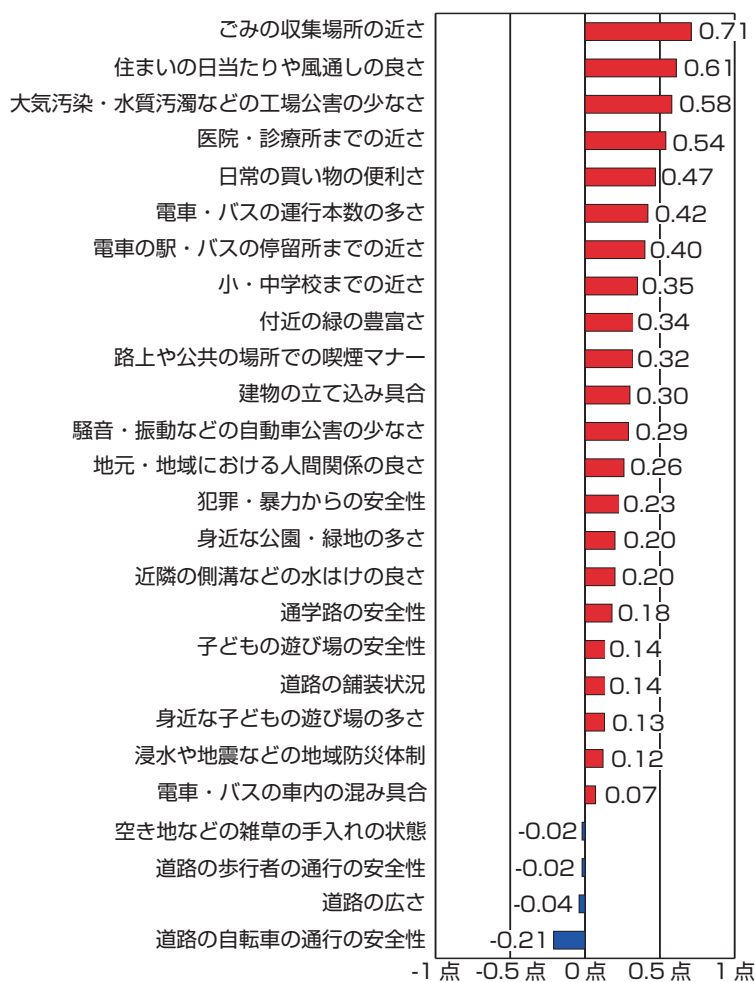
A 周辺の生活環境では、日常生活の利便性に関する項目の評価が高くなっています。

住まいの周辺の生活環境全般について、安全性・利便性・快適性など、26項目の評価をしていただきました。評価は、各項目について、「満足」を+1点、「どちらともいえない」を0点、「不満」を-1点として算定し、分析を行いました。

プラスの評価の項目が22項目に対して、マイナスの評価の項目は4項目であり、多くの項目でプラス評価をいただいています。

プラス評価を高いほうから見ると、「ごみの収集場所の近さ」(0.71点)、「住まいの日当たりや風通し」(0.61点)、「大気汚染・水質汚濁などの工場公害の少なさ」(0.58点)、「医院・診療所までの近さ」(0.54点)、「日常の買い物の便利さ」(0.47点)、「電車・バスの運行本数の多さ」(0.42点)となっています。

一方、評価の低い項目についてみると、「道路の自転車の通行の安全性」(-0.21点)、「道路の広さ」(-0.04点)、「道路の歩行者の通行の安全性」(-0.02点)、「空き地等などの雑草の手入れの状態」(-0.02点)について、評価がマイナスになっています。



▲交通利便性を支える3つの駅



広報いわくら 11月号でも特集をした、
自転車事故が多くなっている地点▶

広報いわくら 11月号はこちら▶



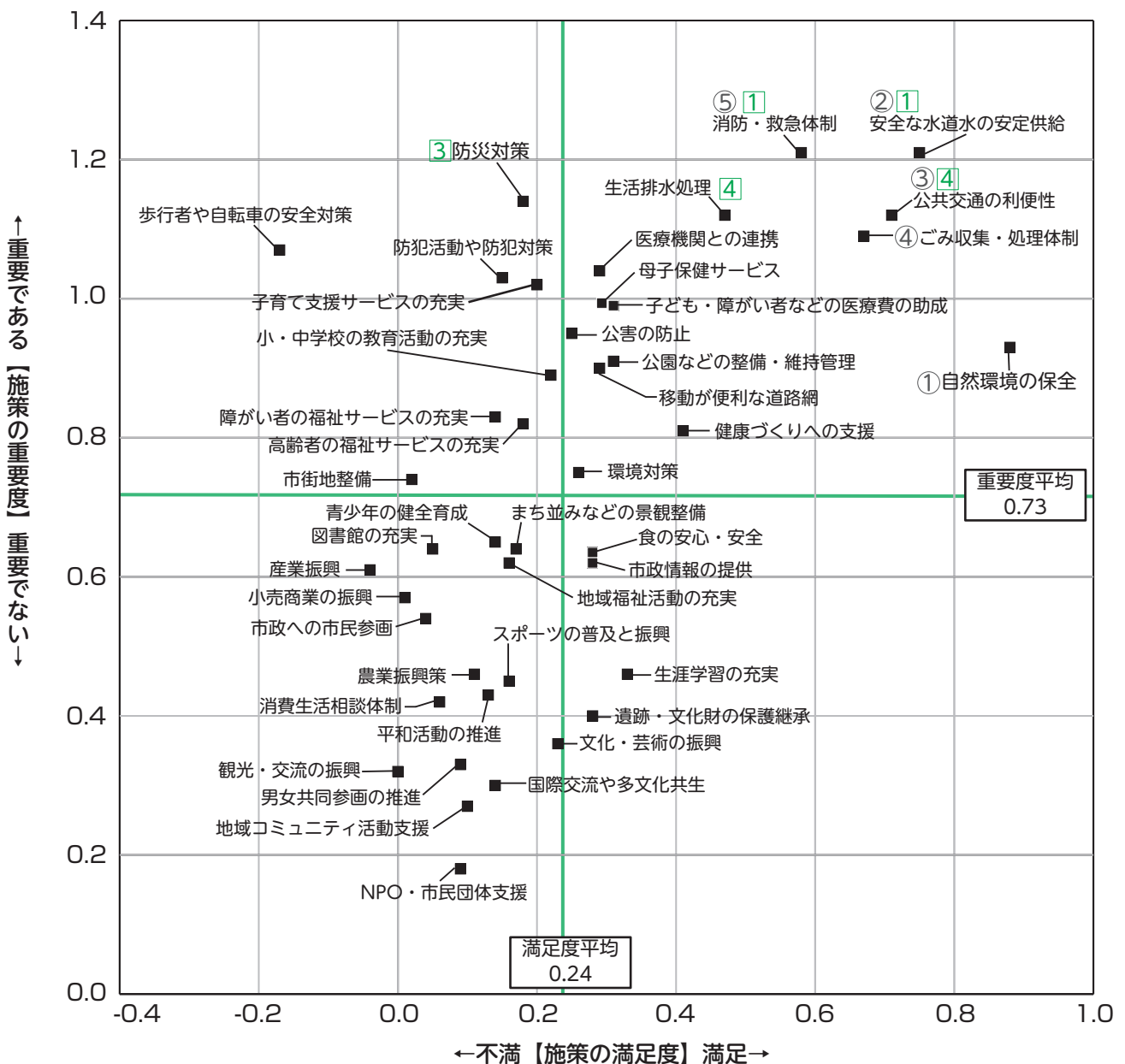
市の施策に対する満足度・重要度について

Q 岩倉市が行っている施策 43 項目について、満足度と重要度をおたずねします。

A 「満足度」のトップは「自然環境の保全」、「重要度」のトップは「消防・救急体制」と「水道水の安定供給」となっています。

岩倉市の施策についての満足度のトップ5は、①五条川や桜並木などの自然環境の保全（0.88点）、②安全な水道水の安定供給（0.75点）、③公共交通の利便性（0.71点）、④ごみ収集・処理体制（0.67点）、⑤消防・救急体制（0.58点）となっています。

重要度のトップ5は、①安全な水道水の安定供給及び消防・救急体制（ともに1.21点）、③防災対策（1.14点）、④公共交通の利便性及び生活排水処理（ともに1.12点）となっています。



※詳しい報告書は後日、市ホームページに掲載します。



岩倉市ホームページでは、英語、ポルトガル語、中国語、韓国語の翻訳に対応しています。
Iwakura City homepage supports English, Portuguese, Chinese and Korean translations.
A página inicial da Iwakura City suporta traduções em inglês, português, chinês e coreano.
岩倉市主页支持英文、葡萄牙文、中文和韩文翻译。
이와쿠라시 홈페이지에서는 영어, 포르투갈어, 중국어, 한국어 번역에 대응하고 있습니다.

目次 - CONTENTS

情報 - INFORMATION

- 2 **特集 岩倉市市民意向調査の結果をお知らせします
～77.9%の人が住みよいと評価～**
- 7 市政通信
- 26 Talks with Tomas.
- 27 情報コーナー
- 45 市民相談 / 分別収集・古紙と古着の日
- 46 5月の保健センター案内
- 48 協働のまちづくりコーナー / 頭の体操 クロスワードパズル
- 49 みんなで目指そう！ゼロカーボンシティ / 簡単!! 美味しい野菜レシピ
- 50 フォトニュース
- 52 いわフォト / Pick Up News

お店にも「広報いわくら」を置いてください!!

マガジンラックなどに広報を置いていただけるお店を募集しています。

秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801) まで連絡してください。次号から必要部数をお届けします。

岩倉市は

- ・交通安全都市宣言 (昭和 37 年 1 月 27 日)
 - ・核兵器廃絶平和都市宣言 (平成 7 年 12 月 20 日)
 - ・安全・安心なまち宣言 (平成 16 年 12 月 6 日)
 - ・環境都市宣言 (平成 25 年 3 月 28 日)
 - ・健幸都市宣言 (平成 30 年 12 月 1 日)
 - ・ゼロカーボンシティ表明 (令和 5 年 2 月 27 日)
 - ・こどもまんなか応援サポーター宣言 (令和 6 年 2 月 26 日)
- のまちです。

小さなまちから大きな夢を 岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- | | | | | |
|-------|----|------|---------|-------------------|
| 広げよう | 愛 | ふれ合い | みんなの和 | (家族仲間の和を願って) |
| 育てよう | 心 | からだ | みんなの健康 | (市民一人一人の幸せを願って) |
| 高めよう | 文化 | 芸術 | みんなの暮らし | (生活の質の向上を願って) |
| 守ろう | 自然 | 環境 | みんなの地球 | (かけがえない地球の存続を願って) |
| つくりよう | 人 | まち | みんなの未来 | (豊かな社会の実現を願って) |



休日急病診療担当医 (5月)

休日急病診療所 (旭町一丁目 20 番地)
☎ 66-4708 (日曜日・祝日)
受付 9:00 ~ 11:30、13:00 ~ 16:30

- 3日(金) 芳野 茂男 (ようてい中央クリニック)
- 4日(土) 日比野 充伸 (名草クリニック)
- 5日(日) 柵木 隆志 (ませきクリニック)
- 6日(月) 河内 賢 (大地整形外科)
- 12日(日) 加藤 芳幸 (かみのクリニック)
- 19日(日) 伊藤 史朗 (伊藤皮フ科)
- 26日(日) 檜木 治幸 (岩倉メンタルクリニック)

※担当医が変わる場合があります。市ホームページで確認してください。
※発熱・咳などの症状がある場合は、あらかじめ休日急病診療所まで連絡してください。
※症状等によっては、他の医療機関を紹介する場合があります。



人口 (令和6年4月1日現在)

	前月比	前年比
総人口	47,623 人 -168 人	-138 人
男	23,797 人 -90 人	-56 人
女	23,826 人 -78 人	-82 人
世帯数	22,746 世帯 -27 世帯	194 世帯

前月詳細

出生	36 人	転入等	349 人
死亡	49 人	転出等	504 人



税・保険料等納期限

軽自動車税種別割	5月31日(金)
介護保険料第2期	

※口座振替を利用している人は、あらかじめ預金残高の確認をお願いします。



日曜市役所 (証明発行及び印鑑登録業務)

午前 8 時 30 分 ~ 正午

※マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニエンスストア等で住民票の写し・印鑑登録証明書を取得することができます。



休日納付窓口 (市役所 2 階税務課)

5月19日(日)午前8時30分~正午

令和6年度岩倉市

当初予算

についてお知らせします

●問合先 企画財政課財政グループ (☎ 38-5805)

令和6年度予算が、岩倉市議会3月定例会で可決されました。

本年度の予算は、岩倉市の普遍的な将来都市像である「健康で明るい緑の文化都市」を実現するため、各種施策を着実に進めるとともに、3つの重点施策である「持続性の高い魅力ある地域づくり」「地球温暖化防止対策」「生まれる前からの切れ目のない子育て家庭支援」をさらに強く推進するための予算となっています。

そこで、予算の内訳や本年度新たにに取り組む事業および重点施策を第5次総合計画の5つの基本目標に沿って紹介します。

会計別予算額

会計名	令和6年度	令和5年度	増減率
一般会計	176億5,000万円	169億6,000万円	4.1%
特別会計	90億2,047万3千円	86億8,458万7千円	3.9%
国民健康保険	42億3,589万9千円	42億6,445万2千円	-0.7%
土地取得	75万9千円	51万8千円	46.5%
介護保険	38億6,528万7千円	35億9,689万8千円	7.5%
後期高齢者医療	9億1,852万8千円	8億2,271万9千円	11.6%
企業会計	34億5,172万4千円	38億6,231万5千円	-10.6%
上水道事業	12億6,184万6千円	12億3,526万6千円	2.2%
公共下水道事業	21億8,987万8千円	26億2,704万9千円	-16.6%
合計	301億2,219万7千円	295億690万2千円	2.1%

●**予算** 市の1年間における収入・支出の見積りであると同時に支出額と支出の内容を制限する拘束力を持つものです。市長が議会に提案し、議会の議決によって成立します。

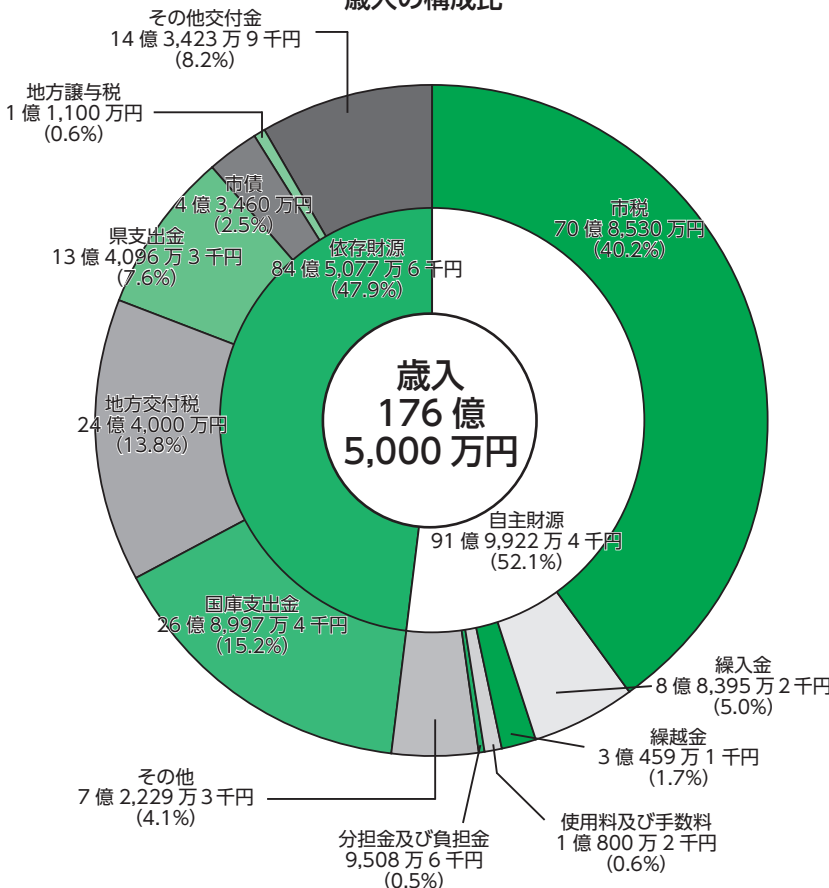
●**一般会計** 市の会計の基本となるものです。市税収入を主な財源として、教育・福祉の充実や道路の整備など市の基本的な施策に要する経費の合計です。

●**特別会計** 特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。岩倉市では、国民健康保険など4つの特別会計があります。

●**企業会計** 民間企業と同じように、独立採算制を原則とする事業を経理する会計です。岩倉市では上水道事業会計、公共下水道事業会計があります。

一般会計歳入

歳入の構成比



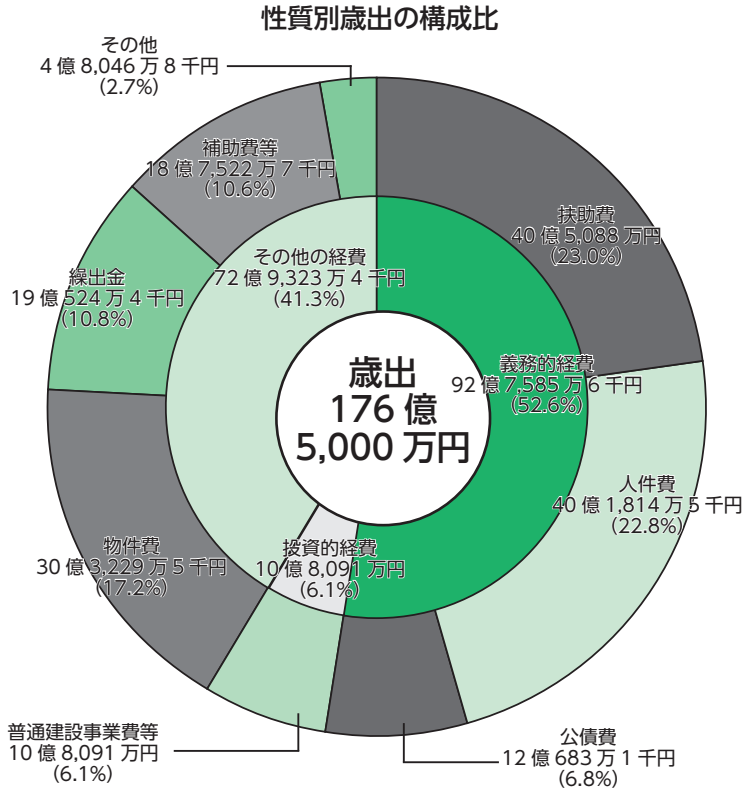
用語解説

- ▼**自主財源**…自主的な活動で得る収入
- 市税**…市民の皆さんに納めていただく市民税や固定資産税などの税金
- 線入金**…基金(市の貯金)などから繰り入れる(引き出す)お金
- 線越金**…前年度から繰り越されるお金
- 使用料及び手数料**…市の施設の使用料や証明発行手数料などとして納められるお金
- 分担金及び負担金**…保育園の保育料など、特定のサービスを受けた人から納められるお金
- その他**…財産収入や預金利子、寄附金など
- ▼**依存財源**…国や県から交付されるお金など
- 国庫・県支出金**…特定の事業に対して、国・県から交付されるお金
- 地方交付税**…地方公共団体が行政サービスを等しく提供できるように国から交付されるお金
- 市債**…市が行う事業の財源として、国などから借り入れるお金
- 地方譲与税**…一定の基準で市に分配される国税
- その他交付金**…地方消費税交付金、地方特例交付金など、国や県からの各種交付金



一般会計歳出

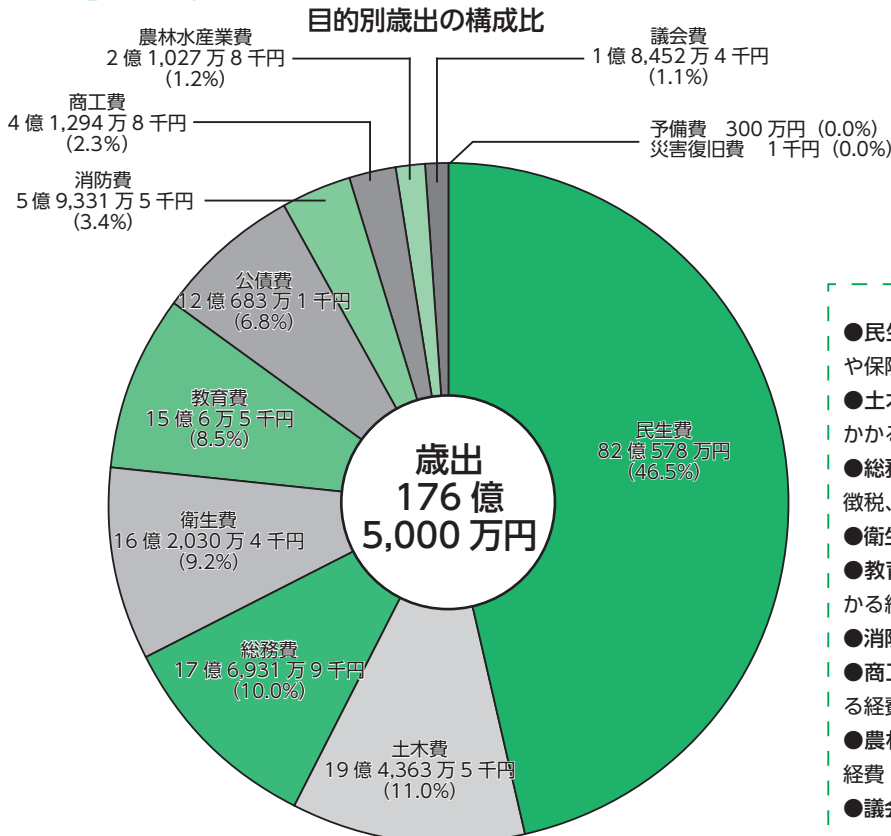
性質別歳出



用語解説

- 扶助費…生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて、市民の生活を維持するために支出される経費
- 人件費…職員などに対し、給料、報酬として支払われる経費
- 公債費…市が国などから借り入れたお金の返済に充てる経費
- 普通建設事業費等…道路の新設や公共施設の新築・改修などの建設事業にかかる投資的経費
- 物件費…旅費、委託料、消耗品費、光熱水費などの消費的経費
- 繰出金…一般会計と特別会計、企業会計の間で支出される経費
- 補助費等…さまざまな団体等への補助金、負担金、報償費、寄附金など
- 義務的経費…支出が義務づけられ任意に削減できない経費
- 投資的経費…支出の効果が資本形成に向けられる経費

目的別歳出



用語解説

- 民生費…児童・高齢者・障がい者の福祉、医療や保険、生活保護などにかかる経費
- 土木費…道路や橋、公園、下水道の整備などにかかる経費
- 総務費…企画、財政、人事、広報、選挙、戸籍、徴税、防犯、防災などにかかる経費
- 衛生費…保健や環境、清掃などにかかる経費
- 教育費…学校や図書館、スポーツ振興などにかかる経費
- 消防費…救急や消防などにかかる経費
- 商工費…商工業、観光、消費者行政などにかかる経費
- 農林水産業費…農林水産業の振興などにかかる経費
- 議会費…議員報酬や議会運営にかかる経費

新規・重点施策

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

●低所得妊婦の初回産科受診料助成事業（健康課）・・・5万円

所得の低い世帯の妊婦に対し、初回の産科受診料を助成することで経済的負担の軽減を図り、出産や子育てに関することについて相談できる機会を設けるなどの伴走型相談支援と一体的に実施します。

●産前・産後サポーター派遣事業（健康課）・・・162万1千円

これまで多胎児家庭支援として実施していた育児サポーターの派遣事業を、一定の要件において、すべての妊産婦の家庭を対象とした事業に拡充します。家事や日常の育児に関する介助等を行い、妊産婦の産前産後の心身の不調、育児等の負担や孤立感の軽減に繋げ、安心して子育てができる環境を整えます。

●産後ケア事業（通所型）（健康課）・・・・・・18万5千円

出産後の育児疲れや不安を抱え、保健指導等が必要となる母子に育児サポート等の保健指導を受けることができる宿泊型と訪問型の産後ケアを実施していますが、新たに、日帰りで産科医療機関等でサポートする通所型の産後ケア事業を実施し、産後も安心して子育てができる環境を整備します。

●健幸づくりサポーター事業（健康課）・・・・・・61万5千円

市民の主体的な健康づくりの活動を支援するため、さまざまな分野で健康の視点を持って活動している個人、団体等と連携し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりを進めるため、これまでの保健推進員および食の健康づくり推進員から健幸づくりサポーターの登録制度に移行します。健幸づくりサポーターになっていただくための講座を開催するほか、登録いただいた市民、地域団体、企業等に健幸づくりサポーター登録証を交付し、健康づくり活動の企画、運営、健康情報の発信にご協力いただきます。

●おたふくかぜ・インフルエンザ予防接種費用助成事業（健康課）・・・・・・700万円

生後6か月から小学6年生までと、中学3年生、高校3年生相当の子ども、妊婦を対象にインフルエンザの予防接種費用の一部を助成するとともに、1歳から6歳までの小学校入学前までの子どもへのおたふくかぜの予防接種費用の一部を助成することにより、経済的な負担軽減や発症予防等に繋がっていきます。

●ひきこもり支援事業（福祉課）・・・31万2千円

令和4年度、5年度の2年間は、孤独・孤立対策として、市民活動助成金を活用した一般社団法人による、ひきこもり支援を目的としたサロンの運営が行われましたが、令和6年度からは、この事業を市の委託事業として実施し、引き続き、見守り、交流の場、居場所や相談できる場所を設け、ひきこもりや不登校児の支援を行っていきます。

●児童発達支援相談事業（福祉課）・・・960万円

市内の児童発達支援センターに児童発達支援相談業務を委託し、発達段階ごとの療育や相談支援、保育園や小中学校への巡回支援など、障がい児等への支援の機能強化や、包括的な支援体制の構築を図り、障がい児や保護者等が住みやすい地域づくりを進めます。



個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）

●五条川小学校区統合保育園整備事業（こども家庭課）・・・2億2,429万円

北部保育園と仙奈保育園、あゆみの家を統合した五条川小学校区統合保育園は、令和8年度開園に向けて、事業を進めてきましたが、建設予定地内で埋蔵文化財の試掘調査を行ったところ、遺構がある可能性が高いことが分かりました。そのため、令和6年度は、遺跡の発掘調査を行うことにより、開園時期につきましては、当初予定から1年延伸し、令和9年度を目指します。また、令和6年度は、遺跡の発掘調査のほか、統合保育園の実施設計や水路の移設工事などを行い、事業の進捗を図ります。

●保育園等主食費支援事業（こども家庭課）・・・156万5千円

子どもが3人以上いる世帯や所得の低い子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備するため、保育園や認定こども園において副食費が免除となる園児について、新たに主食費も免除します。幼稚園においても副食費に加え、新たに主食費に係る補足給付を行います。

●小中学校第3子以降学校給食費無償化事業（学校教育課）・・・1,823万9千円

現在、第1子、第2子が義務教育期間中であることを要件に、第3子以降の児童、生徒の学校給食費を無償としていますが、令和6年度からは、第1子、第2子の要件を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大します。

●小中学校屋内運動場等空調設備設置事業（学校教育課）・・・2,074万6千円

近年の猛暑を受け、安全安心な教育環境の整備、利用者の熱中症対策および避難生活の長期化による避難所としての機能を向上させるため、全小中学校の屋内運動場に都市ガスを用いた空調設備を設置します。令和6年度は設計業務を行い、令和7年度に設置工事ができるよう準備を進めます。

●コミュニティ・スクール導入事業（学校教育課）・・・85万円

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めていくため、岩倉北・岩倉南・五条川小学校・岩倉中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入します。あわせて、岩倉東・曾野小学校、南部中学校においてもコミュニティ・スクール準備委員会を設置し、令和7年度の導入に向けて取組を進めていきます。

●地域学校協働活動推進事業（生涯学習課）・・・651万9千円

コミュニティ・スクールを導入する小中学校には、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して、様々な活動を行うため、学校と地域住民との連絡調整を行う地域連携コーディネーターを配置し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を進めていきます。

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）

●名神高速道路スマートインターチェンジ設置検討事業（都市整備課）・・・993万3千円

令和4年度から一宮市と連携し、関係機関と協議を重ね、尾張一宮パーキングエリアを優先検討箇所として令和5年度の国による準備段階調査の採択を目指しましたが、不採択となりました。令和6年度は、再度、一宮市と関係機関との協議を行うとともに、事業の進捗を図るために必要な測量設計や採択に向けての検討を行っていきます。

●自転車活用推進計画策定事業（都市整備課）・・・1,872万2千円

本市は、自転車に関わる交通事故が県内でも多い傾向にあり、人も自転車も車も安心して通行できる生活道路の環境を整備する必要があります。そのため、国および県の自転車活用推進計画を踏まえ、本市の実情に応じた環境整備や、安全利用に向けた普及啓発等を推進するため、自転車活用推進計画および自転車ネットワーク計画を策定します。策定後は、自転車通行空間の効率的・効果的な整備や、鉄道駅や商業施設等を利用する際の駐輪しやすい環境の整備を行い、健康的で環境にやさしい自転車を、より活用できる環境づくりを目指していきます。

環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）

●石仏公園整備事業（都市整備課）・・・5億7,010万8千円

令和6年度から2年間で整備工事を行います。石仏公園には、ソフトボールや学童の軟式野球で使用できる球場や、サッカーやフットサルができるサッカーグラウンド、健康遊具を配置した芝生広場、小さな子どもが遊べる遊戯広場などを設け、身近なレクリエーションの場として、また、災害時に活用できる防災ベンチなど、広域的な避難場所となる機能を持つ公園として整備します。

●ゼロカーボンシティ推進プロジェクト事業（環境政策課）・・・114万2千円

市民や事業者、他自治体とのマルチパートナーシップによる取組を実施します。令和6年度は、各家庭で取り組んでいた「ゼロカーボンチャレンジ事業」や、市内事業者を対象に省エネルギー機器の導入や敷地内緑化など地球温暖化防止につながる取組に応じた「いわくらゼロカーボン事業者認証制度」の創設、事業者間の情報共有や連携、実践に向けて意見交換を行う「ゼロカーボン推進事業者向け懇話会」の開催、友好交流都市である福井県大野市との交流を通じた環境学習ツアーを開催します。

●公共施設照明設備LED化事業（環境政策課）・・・1,175万3千円

市役所、市内のすべての小中学校など19の公共施設の照明設備をリース方式によりLED照明に更新し、温室効果ガスの排出抑制や省エネルギーの推進を図ります。

●レクリエーション型・多世代参加型クリーンアップ事業（環境政策課）・・・16万7千円

誰もが気軽に参加できるレクリエーション型・多世代参加型クリーンアッププロジェクト「スポGOMI」を、五条川沿いなどを会場に実施し、広く環境美化、ごみ減量、資源化の啓発を図ります。

協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

●地域力活性化支援事業（協働安全課）・・・179万1千円

令和4年度、5年度の2カ年にわたって開催した全小学校区での「未来寄合」や本年1月に開催した「未来寄合 全体フォーラム」での成果を踏まえ、「未来寄合NEXTカフェ」を開催し、今後どのように取り組んでいけばよいのか意見交換を行うとともに、意見交換を踏まえてモデル地域を選定し、モデル地域においてアンケート調査やワークショップを実施し、地域の皆さんとともに、地域課題の解決と行政区の負担軽減につながる新たな地域自治の仕組みを検討します。

●メール配信事業（秘書人事課）・・・224万4千円

はっと情報メールのメール配信システムの更新にあわせて、子育て情報の発信や、保育園、放課後児童クラブ、小中学校への出欠席の連絡などで活用するアプリを新たに導入します。これにより、乳幼児から中学生までの子育て家庭が同じアプリを継続して利用いただけることとなり、利便性が向上いたします。アプリを利用して、これまで以上に子育てに関する情報を積極的に発信していきます。

●行政区デジタル化支援事業（協働安全課）・・・75万7千円

行政区役員の負担軽減の一助となるよう、回覧板の電子化やオンラインでの会合など行政区のデジタル化が可能となる自治会専用アプリの導入に向け、実証実験を行います。

●税証明コンビニ交付サービス事業（行政課）・・・776万6千円

現在、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで、いつでもどこでも住民票の写しと印鑑登録証明書を取得することができますが、令和7年1月頃から、新たに所得証明書、課税証明書、納税証明書が取得できるようにし、市民の利便性の更なる向上を図ります。

●公共施設予約システム更新・電子錠導入事業（行政課）・・・1,303万5千円

現在、生涯学習センターやアデリア総合体育文化センター、野寄テニスコートなどの9つの施設で、インターネット上で施設の空き状況の検索や予約の申し込みができる公共施設予約システムを運用していますが、令和7年4月の施設利用予約からクレジットカード等で決済が可能な新たなシステムに更新します。

システム更新に合わせて、地域交流センターみどりの家や多世代交流センターさくらの家などを新たにシステム利用の対象施設とし、全14施設に拡大します。

また、防災コミュニティセンターなど管理人が常駐していない施設に、公共施設予約システムと連携してパスワード等で開錠ができる電子錠を導入し、鍵の受け渡しなど利用者の負担軽減を図ります。



軽自動車税種別割の納税についてお知らせします

●問合先 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

軽自動車税種別割は令和6年4月1日の時点で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車を所有されている人に課税されます。

今年度の軽自動車税種別割の納期限は、5月31日(金)です。納期限までに必ず納めましょう。

税率(年額)について

標準税率(年額)については下表に記載の通りです。

最初の新規検査から13年が経過した車両(平成23年3月31日以前に最初の新規検査が行われた車両)について、通常より高い税率(年額)が適用されます。

また、令和5年度に新規検査が行われた車両で、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については、その燃費性能に応じて、今年度のみ税率(年額)が軽減されます。

詳しくは納税通知書に同封のお知らせ、または下記の二次元コードから市ホームページを確認ください。



軽自動車税種別割の減免

障がいのある人の軽自動車税種別割を減免します(1人につき1台に限る)。

●減免の対象

手帳(障がいの区分や級別による可否あり)の交付を受けている人が所有する軽自動車等(身体障がい者で年齢18歳未満の人または精神障がい者と生計をともにする人が所有する軽自動車等を含む)

●申請に必要なもの

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳等
- ・車検証
- ・個人番号の分かるもの

●申請期限 5月31日(金)

納税証明書について

令和5年1月より軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用が開始され、軽自動車税の車検(継続検査)で納税証明書の提示が原則不要になりました。

●次の場合は納税証明書が必要

- ・納付直後のため、軽JNKSに納付情報が登録されていない。
- ・他の市区町村から引っ越してきた直後
- ・中古車の購入直後
- ・所有する車両が二輪の小型自動車
- ・対象車両に過去の未納がある場合

詳しくは
こちら▶



1. 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

車両区分		税率
原動機付自転車	50cc以下 (特定小型原動機付自転車を含む)	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下 ミニカー	2,400円 3,700円
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
ボートトレーラー		3,600円

2. 四輪以上および三輪の軽自動車

		最初の新規検査が平成27年3月31日までの車両	最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両	最初の新規検査から13年が経過した車両	
四輪以上	乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

軽自動車の車検証が電子化されています

●問合せ 税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

令和6年1月より軽自動車の自動車検査証が電子化されています

車検証にICチップが内蔵され、電子化された車検証の情報が格納されます。
車検証電子化に合わせ、車検証の大きさが従前のA4サイズからA6サイズに小型化されます。



▲車検証閲覧アプリ

専用アプリから車検証の情報が確認できます

電子車検証に格納された情報は、専用アプリ「車検証閲覧アプリ」で車検の有効期間等が確認できます。
専用アプリをインストールすることにより、車検時期のお知らせやリコールのお知らせ等をお持ちのスマホ等に通知することができます。

岩倉市職員人事異動をお知らせします（令和6年4月1日付）

●問合せ 秘書人事課人事グループ (☎ 38-5802)

() 内は旧職名

【部長級】 市民協働部長 伊藤新治（愛北広域事務組合派遣（部長））、健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長 西井上剛（教育こども未来部子育て支援課長兼地域交流センター長）、建設部長 西村忠寿（建設部都市整備課長）、教育部長 石川文子（健康福祉部福祉課長）、愛北広域事務組合派遣（部長） 小松浩（総務部協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長）

【課長級】 総務部秘書人事課長 小崎尚美（健康福祉部市民窓口課主幹）、総務部企画財政課長 佐野剛（総務部行政課長）、総務部行政課長 兼松英知（教育こども未来部学校教育課長）、総務部税務課長 隅田昌輝（建設部環境保全課長）、市民協働部協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長 竹井鉄次（建設部商工農政課長兼消費生活センター長）、市民協働部環境政策課長 秋田伸裕（総務部秘書企画課長）、福祉部福祉課長 古田佳代子（総務部税務課長）、福祉部長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 浅田正弘（健康福祉部長寿介護課主幹）、健康こども未来部健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 城谷睦（健康福祉部健康課専門員）、健康こども未来部こども家庭課長兼地域交流センター長 神山秀行（建設部上下水道課長）、建設部商工農政課長 岡茂雄（建設部都市整備課主幹）、建設部都市整備課長 加藤淳（建設部都市整備課主幹）、建設部維持管理課長 竹安誠（建設部環境保全課清掃事務所長）、建設部上下水道課長 田中伸行（建設部維持管理課長）、教育部学校教育課長 中野高歳（健康福祉部長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長）

【主幹級】 総務部企画財政課主幹 井手上豊彦（総務部行政課主幹）、総務部行政課主幹 小出健二（総務部協働安全課主幹）、市民協働部協働安全課主幹 水野功一（総務部協働安全課統括主査）、市民協働部市民窓口課主幹 佐野亜矢（総務部税務課主幹）、市民協働部市民窓口課主幹 寺澤顕（議会事務局統括主査）、市民協働部環境政策課清掃事務所長 浅野弘靖（健康福祉部長寿介護課主幹）、福祉部長寿介護課主幹 新中須俊一（教育こども未来部生涯学習課統括主査）、健康こども未来部こども家庭課児童館長兼地域交流センター長代理 山口友恵（教育こども未来部子育て支援課第四児童館統括主査）、教育部学校教育課学校給食センター所長 佐藤さとみ（会計課主幹）、議会事務局主幹 田島勝己（教育こども未来部学校教育課学校給食センター所長）

令和6年度 歯科保健事業一覧

●問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

節目歯科健康診査

●診査内容 口腔内診査、保健指導、舌・口唇機能のチェック（65・70歳のみ）、歯冠（前歯唇側）クリーニング（希望者）

※右記の対象となる人には、4月中旬頃に受診券をお送りしました。

●実施期間 受診券到着後～令和7年2月28日（金）

●ところ 市内委託医療機関

●費用 無料

●対象

20歳	平成16年4月1日から平成17年3月31日生まれ
30歳	平成6年4月1日から平成7年3月31日生まれ
40歳	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日生まれ
50歳	昭和49年4月1日から昭和50年3月31日生まれ
60歳	昭和39年4月1日から昭和40年3月31日生まれ
65歳	昭和34年4月1日から昭和35年3月31日生まれ
70歳	昭和29年4月1日から昭和30年3月31日生まれ

口腔機能・歯科健康診査

●対象

76歳	昭和23年4月1日から昭和24年3月31日生まれ
80歳	昭和19年4月1日から昭和20年3月31日生まれ

※上記の対象となる人には、4月中旬頃に受診券をお送りしました。

●実施期間 受診券到着後～令和7年2月28日（金）

在宅療養者のための 訪問歯科健康診査

※歯科医院へ通院ができない人の歯科健診を行います。

●対象 寝たきりや重度の障がい等により、通院による歯科健康診査を受けることができない在宅療養中の市民で、次のいずれかに該当する人

①節目歯科健康診査、口腔機能・歯科健康診査の対象者

②要介護4または5に認定された人

③20歳以上の障がい等がある人



※申し込みが必要です

訪問歯科健康診査を希望する人は、介護保険証または障害者手帳、歯科健康診査受診券（①の対象者のみ）を持って、保健センターに申し込みください。

●実施期間 受診券到着後～6カ月

要支援認定者

口腔機能・歯科健康診査

●対象 要支援認定1、2の認定を受けた人

※令和6年度 各歯科健康診査の対象者、本歯科健診を受診したことがある人は除く。

※要支援認定後に受診券を送付します。

●実施期間 受診券到着後～6カ月



●診査内容 口腔内診査、保健指導、飲み込みの機能や舌・口唇機能のチェック

●ところ 市内委託医療機関

●費用 無料

各歯科健診の実施歯科医療機関については右記の二次元コードから市ホームページ歯の健康事業のページを確認ください。



はちまるにいまる

8020 歯の健康コンクール

- 対象 市内に住む 80 歳以上の人（昭和 20 年 3 月 31 日以前生まれ）で 20 本以上歯のある健康な人、過去に本表彰を受けられていない人
- 応募方法 8 月 30 日（金）までに保健センター、市内歯科医院（一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員の歯科医院）に応募してください（下表のとおり）。
- 表彰 11 月 10 日（日）に開催される「いわくら市民ふれ愛まつり」で表彰式を行います。

8020 歯の健康コンクール実施歯科医療機関（令和 6 年度）

令和 6 年 4 月 1 日現在

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
あいち歯科	38-1184	京極歯科クリニック	22-6608
青木歯科	66-5955	クリスタル矯正歯科クリニック	37-8811
あさだ歯科	37-3457	小岩井歯科	37-8148
ありま歯科医院	22-6680	こもれびデンタルクリニック	37-0540
犬塚歯科医院	66-3800	はっとり歯科医院	66-3080
いわくら駅前歯科	66-8118	はまじま歯科クリニック	37-0030
岩倉歯科・矯正歯科	38-0038	ヒガキ歯科医院	38-3888
岩倉しばた歯科・矯正歯科	81-7182	夫馬歯科クリニック	66-2550
岩倉中央歯科医院	37-8241	松浦歯科・矯正歯科	37-0450
小川歯科医院	37-7496	むらせ歯科・矯正歯科インプラントオフィス	38-0811
カジウラ歯科	66-6480	山田歯科	66-7502
カドヤデンタルクリニック	38-1011		

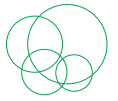
（五十音順）

（一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員）

フッ化物塗布・歯科健診・歯の健康相談

- とき 6 月 9 日（日） 受付：午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分※予約の必要はありません。
- ところ 保健センター※駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。
- 対象 フッ化物塗布・歯科健診は、乳幼児から小学 6 年生まで
歯の健康相談はだれでも受けられます。
- 費用 無料
- 主催 一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会
- その他 事前に歯みがきをしてお越しください。また、フッ化物塗布後 30 分は飲食ができません。塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。





熱中症特別警戒アラートがはじまります

4月24日から10月23日まで「熱中症特別警戒アラート」の運用が行われます。

熱中症予防に関する情報発信として、熱中症警戒アラートの発表が実施されていますが、その一段上の情報として、さらに熱中症の被害が大きくなると予測されるときに熱中症特別警戒アラートが発表されます。

熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、こまめな休憩や水分補給等の基本的な熱中症対策に加えて、エアコンを使用する、運動・外出を控えるなど、よりいっそう熱中症に注意した行動をとってください。本格的に暑くなる前に、エアコンの試運転をしておくなど、夏に備えて準備をしておきましょう。

環境省では、熱中症警戒アラート等の発表を知らせるメール配信やLINE通知を行っています。詳しくは、ホームページ「環境省熱中症予防サイト」をご覧ください。

●問合先

健康課健康支援グループ

(保健センター内 ☎ 37-3511)



環境省熱中症予防サイト▶

	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
状況	気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合	気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合
発表基準	暑さ指数 (WBGT) が 33 以上になるとき	暑さ指数 (WBGT) が 35 以上になるとき
発表時間	前日午後 5 時頃および当日午前 5 時頃	前日午後 2 時頃

※暑さ指数…気温や湿度などをもとに推計した暑さの予測値

令和6年度に行う

市民参加の手續きの予定を公表します

●問合先

協働安全課市民協働グループ (☎ 38・5803)

市民参加条例の規定により、市の計画等の策定や評価を行うときには、市民の皆さんの意見を聴くため、審議会・意見交換会・アンケート・パブリックコメントなどの市民参加の機会を設けています。

- ・第3期岩倉市地域福祉計画
- ・岩倉市自殺対策計画
- ・第5期岩倉市障がい者計画、第6期岩倉市障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画)
- ・第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・第2次岩倉市環境基本計画
- ・第5次岩倉市一般廃棄物処理計画
- ・第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画

【策定または変更】

- ・岩倉市健康増進計画(健康いわくら21(第3次))
- ・第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画
- ・岩倉市自転車活用推進計画

【進捗等の評価】

- ・岩倉市自治基本条例
- ・岩倉市市民参加条例
- ・第5次岩倉市総合計画
- ・岩倉市男女共同参画基本計画2021・2030
- ・岩倉市行政改革行動計画

それぞれの実施内容や時期は、左記の二次元コードから一覧表で見ることができます。



令和6年度の区長の皆さんをお知らせします

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

区名	区長名	区名	区長名
大市場町	村瀬 隆司	神野町	鈴木 好昭
下本町	伊藤 利和	石仏町	堀尾 達夫
中本町	山路 誠	北島町	谷 英雄
東町	山田 年正	野寄町	櫻井 義則
中野町	石黒 光広	大地町	増田 勉
本町(上市場)	飯田 賢	中央町	早川 清美
本町(北口)	小川 幸男	川井町	浅田 明夫
本町(門前)	佐藤 正信	大山寺町	森山 稔
西市町	三原 康命	稲荷町	伊藤 秋弘
新柳町	坂井田 稔	曾野町	阿部 修
新柳町1区	竹市 憲三	五条町	山田 雅弘
鈴井町	上永 義彦	南新町	野口 臣一
泉町	水谷 清澄	東新町1区	時田 正人
八剣町	田中 和裕	東新町2区	藤井 純二
井上町	伊藤 晴規	東新町3区	塚本 秋雄

第3子以降学校給食費無償化の対象要件を拡大します

●問合先 学校教育課学校教育グループ (☎ 38-5818)

少子化対策及び子育て支援を目的として、これまで義務教育期間にある児童生徒を3人以上養育している世帯の保護者に対し、第3子以降の児童等の学校給食費を無償化していましたが、1人目、2人目の要件を「義務教育期間中」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」の間にある者に拡大して無償化します。

●申請方法等

原則、申請は不要です。対象者には、後日、第3子以降学校給食費無償化通知書を送付します。

ただし、対象要件の拡大に伴い、「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」の間にある者が別の世帯にいる場合には新たに申請が必要となります。

その場合は、第3子以降学校給食費無償化申請書兼請求書および必要書類を学校教育課学校教育グループへ提出してください。様式は市ホームページからダウンロードするか、学校教育課学校教育グループの窓口でお渡しします。



令和6年度市民活動助成金対象事業が決定しました

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民活動助成金は、地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充、マルチパートナーシップの促進を図っていく制度です。3月2日(土)に企画提案発表会を開催し、審査会の意見を聴いて以下のとおり決定しました。各事業のイベント情報等は、随時広報いわくらでお知らせします。

団体名	事業名	活動内容 (予定)
◆市民提案・公益的的事业コース (団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業)		
ライトサロンいわくら	白杖による歩行訓練	盲学校での生活機能訓練を受けていない視覚障がい者を対象に、視覚障がい者の安全・安心な外出に繋がられるよう正しい白杖の使い方の講習と白杖による歩行訓練を行う。
東海つばめ学習会 岩倉教室	経済的に厳しい家庭の子どもたちに学習支援活動を行う事業	毎週日曜日の午後、生涯学習センター等の会議室で、学習機会に恵まれない子どもたち(小中高校生)を対象とした学習会を開催する。
まちづくり百貨店	オープンファームを通じた農業者と市民の交流	市民が農作物の収穫体験を行うオープンファームの実施に加え、講演や意見交換等、農業者と市民が交流するイベントを実施する。
岩倉ボランティアサークル	ウォーターバトル!カラフル大作戦	子どもたちで協力して作ったものを子どもたちの手で守るという体験を通して、協調性・コミュニケーション能力をはぐくみ、達成感・やる気を引き出すためのイベントを実施する。
ミズベリング岩倉・五条川	五条川でSUPを広めよう!	「五条川でSUP」が多くの岩倉市民、市民以外の人に認知されるように五条川でサップウォークの体験会を実施する。併せて、SUPを使い、五条川下流部の清掃を行う。 ※SUPとは「Stand Up Paddleboard」の略称で、ボードの上に立ち、パドルを漕いで水面を進む、ハワイ発祥のウォータースポーツ
いわくらい部♪	寺おん×縁日2024	「お寺」で、音楽ライブと縁日型マルシェの地域密着イベント『寺おん×縁日2024』を開催する。
プロジェクトスペース「hazi」事務局	アート系プロジェクトスペース「hazi」で、高梨麻梨香の個展開催とそれにまつわるイベントの実施	音を用いたインスタレーション作品を制作しているアーティストと協働し、展覧会およびイベントを開催する。また、岩倉のまだ見ぬ音風景の創出を試みる。
◆行政提案・協働事業コース (市が解決を目指す行政課題について、あらかじめ設定したテーマに基づき、団体が自らの特性を生かして行政と協働で取り組む事業)		
地域のしあわせを考える会	持続可能な町内会(行政区)のあり方を学びあうワークショップ事業	町内会役員等を対象に、持続可能な町内会(行政区)のあり方を学びあう事業として、町内会に関する意見交換や町内会見学ツアー、住民による住民のための「町内会未来セミナー」を実施する。

岩倉市の高齢者福祉サービスをお知らせします

●問合先 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢者の皆さんに住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。それぞれに、下記に記載されている事項以外の要件がある場合がありますので、事前に長寿介護課まで相談してください。

事業名	内容	対象者
生活支援型給食サービス	食生活の改善、健康保持及び安否確認が必要な人を対象に、夕食を配達します(年末年始を除く)。※市の助成額 1食 300円	ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯等であり、給食が必要と認められる世帯
緊急通報システム設置	緊急通報装置を設置し、急病時に緊急通報センターを通して、速やかに救助、援助につなげます。※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。	要介護・要支援認定を受けた、ひとり暮らし認定がある人、または70歳以上の高齢者のみの世帯等で、固定電話回線を有し、設置が必要と認められる世帯(固定電話回線がない人は携帯電話でも可。)
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥(年1回)・乾燥(年2回)します。	ひとり暮らし認定がある人または常時ねたきりの状態の人
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で3カ月以上介護している人に月額5,000円の手当を支給します。	要介護4・5の人や、要介護認定を受けた人のうち認知機能の低下が認められる人を在宅で介護している人
高齢者日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器の生活用具を支給します。※課税状況に応じ、自己負担があります。	ひとり暮らし認定がある人
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います(年6回)。	在宅で、65歳以上の要介護4・5の人または常時ねたきりの人
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品(紙おむつ)の利用券を支給します。 ※非課税世帯(要介護者および家族介護者の属する世帯全員)が対象です。	市民税非課税世帯で、要介護4・5の人を在宅で介護している人
シルバー優待証明カード交付	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待証明カードを交付します。	65歳以上の人
すこやかタクシー料金助成	85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券(基本料金と迎車料金を助成)を支給します(月2枚)。	85歳以上の人
	要支援認定の人等で、乗降介助が必要な人に基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金(1回500円を限度)を支給します(月2枚)。	65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額(上限5,000円)を助成します(月1枚)。	在宅で、要介護4・5の人または常時ねたきりの人
家具転倒防止器具等取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具や、住宅用火災警報器(自前で準備した警報器)を取り付けます。	在宅で、ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯
高齢者見守り家族支援サービス	認知症等の高齢者が行方不明になった場合に位置情報専用端末機による位置検索サービスを利用する際の初期登録料を負担します。※月額利用料は利用者に負担していただきます。	要介護・要支援認定を受けた人の介護者、または行方不明になる可能性のある高齢者の介護者
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額(上限20万円)を助成します。 ※所得要件があります。	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない65歳以上の人
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します(上限50万円)。 ※所得要件があります。	65歳以上の要介護・要支援認定を受けた人等
高齢者等救命パトロン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命パトロン一式を配布します。	障がい・病気等で健康状態に不安を抱える人
認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録しておくことで、早期発見、事故の防止に繋がります。事前登録した人は、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入ができます。	65歳以上で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人(若年性認知症の人も含む)

※ひとり暮らし認定は、65歳以上のひとり暮らしの人で、市が認定した人です。



岩倉市の障がい者福祉サービスをお知らせします

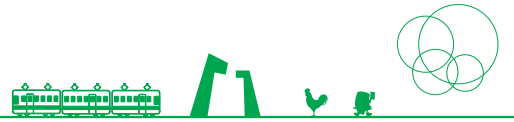
●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

心身に障がいのある人の日常生活を支援し、また、介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに要件がありますので、事前に福祉課まで相談してください。

事業名	内容	対象者
心身障がい者 扶助料	対象者に月額 3,000 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 2,500 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 3・4 級 ②療育手帳 B 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 2 級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 1,500 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 5・6 級 ②療育手帳 C 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 3 級 ※施設入所者は除く。
在宅重度 障害者手当	対象者に月額 15,500 円を支給します (1 種)。 ※所得制限、併給制限あり	身体障害者手帳 1・2 級かつ I Q 35 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
	対象者に月額 6,750 円を支給します (2 種)。 ※所得制限、併給制限あり ※手帳初回交付時に 65 歳以上であった場合、支給対象となりません。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
特別児童 扶養手当	対象者に月額 55,350 円を支給します。 ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 35 以下程度 ②身体障害者手帳 1～2 級程度 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 36,860 円を支給します。 ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 50 以下程度 ②身体障害者手帳 3 級 (4 級の一部含む) 程度 ※施設入所者は除く。
特別障害者 手当	対象者に月額 28,840 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者 ①身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がい重複してある人 ②身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人で、I Q 20 以下の人または常時介護が必要な精神障がいがある人 ③身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは常時介護が必要な精神障がいがある人で、他に身体障害者手帳 3 級相当の障がい 2 つ以上ある人 ④身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは同程度の障がいや病状がある人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
障害児福祉 手当	対象者に月額 15,690 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者 ①身体障害者手帳 1 級 (2 級の一部を含む) の障がいがある人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障がいや病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者は除く。
日常生活用具の 給付等	重度の障がい児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などの購入または貸与にかかる費用を助成します。 ※原則 1 割負担、所得制限あり ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等 ※施設入所者は除く。
ストマ装具の 保管	災害時に住居が被災し、ストマ装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ装具 (概ね 10 日間分) を預かり、市役所庁舎倉庫で保管します。	市内に居住するストマ装具を必要とする人
小児慢性特定 疾病児童日常 生活用具給付	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などの購入にかかる費用を助成します。 ※収入によって費用の一部自己負担があります。	小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている人
補装具費の支給	身体障がい者に対し、身体機能の障がいを補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の購入や修理、貸与にかかる費用を助成します。 ※原則 1 割負担 ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等
軽度・中等度 難聴児支援事業	身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴のお子さんの聞こえの改善と言葉の習得を促進するため、補聴器の購入にかかる費用を助成します。	次の全ての要件を満たす人 ①市内に住所を有している 18 歳未満の人 ②両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない人 ③補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する人 ④市民税所得割額 46 万円以上の人がいない世帯に属する人

事業名	内容	対象者
心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券	心身障がい者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月3枚お渡しします。	次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳1・2級 ②身体障害者手帳内容に、下肢3級、体幹3級または視覚の3級が記載 ③療育手帳A判定 ④精神障害者保健福祉手帳1級
リフトタクシー料金助成	一般タクシーの利用が困難な身体障がい者にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限 5,000 円）を助成します（月1枚）。	身体障害者手帳1級（下肢・体幹）をお持ちで在宅の人
手話通訳者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します。	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話によって意思疎通が図れる人
要約筆記者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します。	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話、口話を理解できない人
身体障がい者住宅改善費助成	身体障がい者に対し、住宅改善に要する対象工事費の2分の1を助成します（上限 50 万円）。	身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障がい1級・2級をお持ちの人
障がい者等賃貸住宅住み替え助成	障がい者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額（上限 20 万円）を助成します。 ※所得要件があります。	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない身体障害者手帳1級・2級をお持ちの人
有料道路通行料金の割引	身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。	身体障害者手帳または、療育手帳A判定をお持ちの人
NHK 受信料の免除	障がい者に対し、NHK 受信料が全額または半額免除されます。 ※障がい等級、所得等に制限あり	障がい者手帳をお持ちの人
自動車運転免許取得費助成	障がい者の自動車運転免許取得費の一部を助成します（費用の3分の2以内、上限 10 万円）。 ※所得制限あり	障がい者手帳をお持ちの人
自動車改造費助成	身体障がい者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します（上限 10 万円）。 ※所得制限あり	身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障がい者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。	身体障害者手帳の体幹・下肢障がい1級・2級をお持ちの人
心身障害者扶養共済	障がい者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障がいとなった場合、障がい者に年金を支給します（年金1口当たり2万円）。 ※掛金は加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なります。	身体障害者手帳1～3級または、療育手帳をお持ちの人
原子爆弾被爆者受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します。	市内に1年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人
デイジー図書再生機の貸し出し	デイジー図書などを再生できる視覚障がい者用ポータブルレコーダーを貸し出しています。貸し出しは無料で、30日以内です。	市内在住者で、デイジー図書再生機の利用を必要とする人 市内の心身障がい者福祉団体
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	援助が必要な人が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に手助けを求め一助として活用してもらうことを目的として、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します。	援助が必要な人 その他、ヘルプマーク・ヘルプカードを必要とする人

事業名	内容	対象者	
自立支援医療の給付	育成医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	18歳未満で身体上の障がいがある人 ※医師の意見書が必要
	更生医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人 ※医師の意見書が必要
	精神通院 ※所得制限あり	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費の給付を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	精神にかかる疾病で通院している人 ※医師の診断書が必要



事業名	内容	対象者
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断され入院した人
	保険診療のうち自己負担分を支給します。 ※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて提示する必要があります。	精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人
障害者医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4級～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A、B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む）
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A・B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む） ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級 ⑦戦傷病者（所得制限あり） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ⑨母子・父子家庭の人（所得制限あり） ⑩介護保険の要介護認定4または5で、生活介護を3カ月以上継続して受け、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ⑪長寿介護課のひとり暮らし認定を受けている市民税非課税世帯で、税法上の被扶養者になっていない人
	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人

事業名	サービスの種類	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難がある人へ、外出時に同行して移動の援護をします。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に、必要な介助や外出時の移動支援をします。
	重度障害者等包括支援	重度の障がいがある人が生活するために、複数の障がい福祉サービスを組み合わせることで生活の支援をします。
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事がある時などに、施設へ短期間の入所をし、必要な支援を提供します。
	療養介護	医療が必要な障がいのある人に、病院で医療を受けながら、日常生活の支援をします。
	生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体機能向上のための訓練をします。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、生活能力向上のために訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動の機会の提供や知識・能力向上の訓練、求職活動に関する支援をします。
	就労定着支援	一般就労した障がいのある人が継続して就労できるように相談支援や企業との連絡調整をします。
	就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所では働くことが困難な人へ、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練をします。
	自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対して、巡回訪問や随時の相談に応じて、生活力等の向上のための支援をします。
	共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人が、共同生活住居に入居し、日常生活ができるよう援助をします。
支援相談	地域移行支援	施設や精神科病院から、地域での生活へ戻るため相談や支援をします。
	地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人などに対して、地域で暮らし続けられるように相談や必要な支援をします。
通所給付	児童発達支援	小学校入学前の障がいのある子どもに、日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいがある子どもの居宅に訪問して発達支援をします。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、学校の終業後または休日に生活能力向上の訓練等をします。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がいのある子どもが集団生活をできるように支援をします。
支援事業	相談支援	困り事や、サービスの利用等についての相談に応じ、助言や必要な支援をします。
	移動支援	移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加の促進のためヘルパーが外出の支援をします。
	地域活動支援センター	障がいのある人に生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援をします。
	日中一時支援	家族に用事があるときなどに、日中活動の場を提供します。

●「障害」と「障がい」表記について 国の法令や要綱等に基づくもの、または固有名詞については「障害」、それ以外は「障がい」と表記しています。

国民健康保険ご加入の皆さんへ

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)

令和6年度国民健康保険税の税率改正

国民健康保険の安定した運営を図るため、国民健康保険税の税率を下表のとおり改正しました。
令和6年度の保険税額のご案内は令和6年7月中旬に送付します。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年中の所得に応じて負担)	6.60%	7.40%	2.70%	2.90%	2.30%	2.40%
均等割 (加入者数で負担)	26,100円	30,000円	9,700円	11,000円	11,000円	11,000円 (据え置き)
平等割 (加入世帯で負担)	17,000円	20,500円	6,300円	7,700円	5,000円	5,900円

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯主と、その世帯にいる被保険者の総所得金額等の合計が基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。所得が0円の場合でも、0円であることを申告をしていないと軽減できませんので、必ず市県民税の申告をしてください。(申告窓口：市役所2階税務課市民税グループ)

市ホームページ▶



国民健康保険税の減免制度

生活が著しく困窮し保険税の納付が困難で、減免の必要があると認められた場合、保険税の一部を減免します。申請日以降に納期限が到来する保険税が対象です。

なお、申請の受付は保険税の賦課決定後(令和6年7月中旬の納税通知書発送以降)からとなります。



国民健康保険にご加入の皆さんへ

人間ドック費用を助成します

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)

実施時期	4月～令和7年3月 ※受診券は令和7年2月末までに申し込んでください。
対象要件	国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人で、国民健康保険税に未納がないこと。 この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や岩倉市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	①市民窓口課に申込(電話・インターネット) → ②受診券の送付(※1) → ③医療機関に予約 ④受診・費用の支払い → ⑤市民窓口課に申請(※2) → ⑥助成金の振込 ※1 要件を確認後、郵送します。 ※2 検査結果と領収書の提出が必要です(検査結果と領収書は申請時にコピーをとります)。

検査コース	検査の内容
Aコース	身長、体重、腹囲、BMI、視力、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、便潜血検査、胸部X線検査
Bコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT
Cコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT+胃部X線または胃カメラ
オプション検査	胸部CT、眼底・眼圧検査

検査コース	Aコース	Bコース		Cコース				オプション検査	
		腹部超音波	腹部CT	腹部超音波		腹部CT		胸部CT	眼底・眼圧
				胃部X線	胃カメラ	胃部X線	胃カメラ		
助成額	10,000円	12,000円	13,000円	15,000円	16,000円	16,000円	17,000円	1,000円	500円
岩倉病院 (☎ 37-8155)	10,000円	17,000円	26,000円 (胸部CT込)	23,000円	29,000円	33,000円 (胸部CT込)	39,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
ようてい中央 クリニック (☎ 66-5133)	10,000円	15,000円	17,000円 (胸部CT込)	21,000円	27,000円	31,000円 (胸部CT込)	34,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
おしたに クリニック (☎ 38-3501)	10,000円	—	17,000円					+3,000円	
かみのクリニック (☎ 38-3800)	10,000円	15,000円	17,000円					+3,000円	
ませきクリニック (☎ 37-0175)	10,000円	15,000円	20,000円 (胸部CT込)					腹部CT選択 で同時受診	
有馬医院 (☎ 37-0123)	10,000円	15,000円							
いわくら内科・呼吸 器内科クリニック (☎ 66-3434)	10,000円	15,000円							
丹羽内科 クリニック (☎ 66-3366)	10,000円	15,000円							
のぞき内科・循環 器科クリニック (☎ 37-2018)	10,000円	15,000円							
いとうクリニック (☎ 38-1112)	10,000円								
岩倉東クリニック (☎ 66-1210)	10,000円								
名草クリニック (☎ 37-1700)	10,000円								

〈インターネット申し込み始めました〉

Aコースの場合 助成を受けると

自己負担0円 となります。申し込みは

まずは市民窓口課に申し込み
ください。

☎ 38-5833

申し込みは
こちら▼



★検査費用額は、令和6年4月1日現在のものです。受診時期によっては金額が変更される場合がありますので、予約時に医療機関で確認してください。

後期高齢者医療にご加入の皆さんへ 人間ドック費用を助成します

●問合先 市民窓口課医療グループ (☎ 50-0360)



後期高齢者医療加入者の受診機会確保のため、人間ドック費用の助成をしています。
検査内容は、Aコースのみが対象です。



実施時期	4月～令和7年3月 ※受診券は令和7年2月末までに申し込んでください。
対象要件	後期高齢者医療に加入している人で、後期高齢者医療保険料に未納がないこと。 ※この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	国民健康保険と同様です。まずは、インターネットまたは市民窓口課に電話で申し込みください。
対象医療機関	国民健康保険と同様です。
検査内容	Aコースのみ。国民健康保険のAコースの検査内容と同様です。
助成額	10,000円

特定健診・健康診査の基本健診項目に、便潜血検査と胸部X線検査をプラスして、実質自己負担0円で受診できます。

脳検査・脳ドックの申し込みを受け付けます

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)
医療グループ (☎ 50-0360)

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者を対象に脳検査・脳ドックの費用の一部を助成します。
※脳手術を受けた人、ペースメーカーを使用している人は、受診できません。
※検査機器は狭小ですので、閉所恐怖症の人は、検査できない場合があります。

申込期間	4月1日(月)～令和7年2月28日(金)	
申込方法	国民健康保険の加入者	後期高齢者医療の加入者
	インターネットまたは 市民窓口課に電話で申し込み ☎ 38-5833 	インターネットまたは 市民窓口課に電話で申し込み ☎ 50-0360 
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日現在35歳以上の人 国民健康保険税に未納がないこと。 受診日に岩倉市で国民健康保険に加入している人 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料に未納がないこと 受診日に岩倉市で後期高齢者医療に加入している人
定員	80人	70人
受診期間	令和7年3月10日(月)まで (日曜日、祝日、年末年始は除く)	
受診医療機関	岩倉病院 (川井町)・ようてい中央クリニック (曾野町)	

検査名	検査項目	検査費用額	助成額	自己負担額
脳検査	血圧測定、MRI検査、MRA検査	25,000円	13,000円	12,000円
脳ドック ^(※)	問診、身体計測、血圧測定、MRI検査、MRA検査、血液検査、血液生化学検査、心電図検査、尿検査、聴力検査、胸部X線検査、血清クレアチニン検査	35,000円	13,000円	22,000円

(※) 特定健診・健康診査を受診される人または岩倉市が実施している人間ドック費用の助成を受ける人は、検査項目が重複するため、脳ドックは申し込みできません。

また、脳神経外科に定期的に受診している人は、申し込み前にかかりつけ医に相談してください。

★検査費用額は、令和6年4月1日現在のものです。検査費用額については、予約時に医療機関で確認してください。

Talks with Thomas.



ベルギーのイースターについて

Hello! 国際交流員トーマスです。

みなさん、イースターを知っていますか。イースターは、クリスマスやハロウィンと並ぶキリスト教の伝統行事の一つです。今回は、イースターの歴史やベルギーでのイースターの過ごし方について紹介します。

1 イースターの歴史

イースターの起源は、西暦 30 年頃にさかのぼります。イースターは、イエス・キリストが死後 3 日目に復活した日を指します。この出来事は、復活またはイースターサンデーとして知られています。

キリスト教徒は、イースターの 1 週間前を「ホーリーウィーク」と呼びます。「ホーリーウィーク」は、イエスがエルサレムに入った日である「パームサンデー」から始まります。この 1 週間で最も知られている日は、イエスが最後の晩餐を行った「ホーリーサザデー」と、イエスが十字架にかけられて亡くなった「グッドフライデー」です。

2 ベルギーのイースター休暇文化

ベルギーのイースター休暇は、太陰太陽暦に基づいて決まります。今年の「イースターサンデー」は 3 月 31 日で、4 月 1 日は国民の祝日でした。4 月 1 日から 14 日までの 2 週間はイースター休暇で、ベルギーの学校はお休みでした。

3 ベルギーでのイースターの過ごし方

特に信仰の深いキリスト教徒は、イースターサンデーに先立ち、40 日間の断食「レント」を行います。

現代の家庭では、昔とは違う方法でイースターサンデーを祝います。まず、親は家の中や庭にたくさんの卵型のチョコレートを隠します。その後、子どもたちは卵を探し、バスケットに集めます。すべての卵が見つかったら、子どもたちでチョコレートを分け、みんなでチョコレートを食べます。



ベルギーでは卵型だけでなく、イースターバニー（うさぎ）や雌鶏などさまざまな動物のチョコレートが販売されます。

見つけた卵型のチョコレートを子どもたちは分け合って食べます。

4 岩倉でも卵探しを行いました！

3 月 22 日（金）に、子育て支援センターでベルギーのイースター文化である卵探しを行いました。私が作ったカラフルな卵 16 個をいろんなところに隠し、子どもたちに見つけてもらいました。みんな楽しそうに卵を探し、あっという間に見つけていました。



【トーマスからのお知らせ】

子育て支援センターでは、英語の歌を歌ったり、絵本を読んだり、楽しく英語と触れ合えるので、みんな遊びに来てね！

イベント

自然生態園イベント こどもの日ショウブと ヨモギの無料配布

環境政策課さくら・川・環境グループ
(☎ 38-5808)

自然生態園では、こどもの日にちなみ、ショウブとヨモギを無料配布します。

ぜひご来園ください。

- とき 5月3日(金・祝)午前10時～
- ところ 自然生態園
- 配布数 50束(先着順)

ストーリーテリングの おはなし会

生涯学習課図書館グループ
(☎ 37-6804)

世界のおもしろいお話を語ります。

絵本や紙芝居ではなくストーリーテリング(語り)でお話の世界を楽しんでみませんか。

- とき 5月19日(日)午後3時～
- ところ 図書館2階 視聴覚室
- 語り手 ストーリーテリングお豆の会
- 対象 5歳～大人
- プログラム 「食わず女房」ほか

市民スペース

生涯学習課生涯学習グループ
(☎ 38-5819)

生涯学習センターギャラリー

【煌画会・第19回煌画会日本画展】

●とき 5月12日(日)午前10時30分～18日(土)午後4時

●問合先 水野(☎ 37-4875)

【曼荼羅点描画教室・作品展】

●とき 5月20日(月)正午～26日(日)午後4時30分

●問合先 水野(☎ 090-1723-6998)

大切な人を亡くされた人の お話し会

長寿介護課長寿福祉グループ
(☎ 38-5811)

長年連れ添った夫や妻など、大切な人を亡くした時、明日をどうしようかと思悩むことがあります。同じように大切な人を亡くされた経験のある人同士でお話をする機会を設けます。経験者、地域包括支援センター職員が聞き役で参加します。

- とき 6月7日(金)午後1時30分から3時までの間、ご自由にお越しください(申込不要)。
- ところ 生涯学習センター会議室2
- 参加費 無料
- 対象者 大切な人(ご家族等)を亡くされた人

情報コーナー

Iwakura City Information

イベント……………P27

募 集……………P32

健 康……………P37

お知らせ……………P38

イベント

ロビーコンサート 「歌うトランペット」

生涯学習課生涯学習グループ
(☎ 38-5819)

ソロトランペッターとして愛知を中心に活動する大和が岩倉市に初登場。生でしか聴けない音楽をお楽しみください。

- とき 5月26日(日)午後1時30分～2時30分
- ところ 市役所1階ミニステージ
- 出演者 大和(トランペット)、金沢あきな(ピアノ)、山田信晴(ドラム)
- 演奏曲 アヴェ・マリア(シューベルト)、上を向いて歩こう、ツキノカオ(嶺元大和) ほか



不動産売買・買取・相続

相談してあんしん! 岩倉のちいさな不動産や

すずき不動産事務所
Suzuki real estate office

☎0587-81-5842 〒482-0041 岩倉市東町白山25-29
http://www.suzuki-realestate.com/

広告

巨大地震による被害から 人命と財産を守るために

事が起こってからでは遅いのです。「我が家もひよっとして危ないのでは」と思った方は、木造家屋の耐震補強に精通し実績も豊富なニワホームにぜひ一度ご相談ください。

ニワホーム株式会社
岩倉市神野町縄境7(平安会館岩倉斎場向かい)
☎0120-44-8968



耐震診断や耐震補強の
無料相談会を随時開催。
日程とお申し込みは
このQRコードから。

広告

イベント

ボッチャ体験会

生涯学習課スポーツグループ
(☎ 38-5819)

ボッチャはパラリンピックの正式種目であり、老若男女誰でも気軽に楽しめるスポーツです。この機会にボッチャに触れてみましょう！

- とき 6月8日(土)、22日(土)午後1時30分～3時
- ところ アデリア総合体育文化センターアクティブルーム
- 対象 小学生以上
- 参加費 無料
- 定員 20人(先着順)
- 持ち物 室内シューズ、タオル、水筒
- 申し込み 生涯学習課スポーツグループに直接申し込みください(電話可)。



スポーツレクリエーション祭

生涯学習課スポーツグループ(☎ 38-5819、FAX66-6380)

誰でも簡単に楽しめるニュースポーツ(6種)の大会を開催します！初めての人でもぜひ申し込みください。

- とき 6月9日(日)※グラウンドゴルフは雨天中止の場合、16日(日)に延期します。
- 参加資格 市内に在住、在勤または在学で小学3年生以上(ただし、小中学生は保護者同伴)
- 参加費 1人200円
- 申し込み 5月24日(金)までに市役所6階生涯学習課へ申し込みください(FAX可)。

とき	種目	会場
午前 8:30～9:00 受付 9:00 開会式 11:30 競技終了予定	グラウンドゴルフ	野寄スポーツ広場
9:15～9:25 受付 9:30 開会式 12:10 競技終了予定	インディアカ ソフトバレーボール	アデリア 総合体育文化センター アリーナ
午後 1:00～1:10 受付 1:20 開会式 3:45 競技終了予定	ビーチボールバレー バウンドテニス ラージボール	

自然生態園イベント 生物多様性の日 SDGs クイズラリー

環境政策課さくら・川・環境グループ(☎ 38-5808)
当日の問合先 自然生態園(☎ 66-6701)

SDGsは2030年を目標に世界をより良くするため、みんなで一緒に取り組む17の目標が掲げられています。自然生態園で、豊かな自然を残すにはどうしたらよいか考えながら、クイズラリーにチャレンジしてみませんか。

- とき 5月18日(土)午前10時～午後4時
- ところ 自然生態園
- 対象 だれでも参加できます。小学3年生以下は保護者同伴
- 参加方法 事前の申し込みは不要です。
好きな時間帯で参加できます。ワークハウスで、用紙を受け取ってください。
- 中止の場合 前日、午後5時の時点で荒天等によりイベントを行うことが難しいと判断したときは中止とします。
中止の確認については、ほっと情報メールによるお知らせのほか、当日、自然生態園に問い合わせください。



イベント

アダプトプログラムの日と海ごみゼロウィーク 2024 の一斉清掃

環境政策課さくら・川・環境グループ (☎ 38-5808)

自分たちの住むこのまちをきれいにしよう、自分たちの地域に愛着を持ってもらおう、そんな気持ちを持つ市民による、アダプトプログラム（公園・道路等の里親制度）を実施しています。

毎年5月30日を「アダプトプログラムの日」として、下記会場・会場周辺に登録団体の皆さんと一斉清掃を行っています。アダプトプログラムに登録していない人・団体でも参加できます。

また、環境省が全国に呼びかけている「海ごみゼロウィーク 2024」の一斉清掃も同時に行います。五条川から流れ出る海ごみ削減のためにも、皆さんぜひ参加ください。

●とき 5月30日(木)午前9時30分～（小雨決行）

●集合場所 お祭り広場

●セレモニーの内容 市長感謝状贈呈

●服装 動きやすい格好

※清掃道具（軍手・ごみ袋・缶ばさみ）は当日に配布します。

●雨天の場合 前日、午後5時の時点で降雨等により清掃活動を行うことが難しいと判断したときは中止とします。中止の確認については、ほっと情報メールでお知らせします。

●その他 アダプトプログラムへの新規登録の受付も行っています。気軽に相談ください。

第9回岩倉近隣 ダブルス卓球大会

岩倉市卓球協会事務局 西脇
(☎ 38-5066)

●とき 6月16日(日)午前9時～

●ところ アデリア総合体育文化センターアリーナ

●種目 混合ダブルスまたは女子ダブルス

●試合方法 予選リーグ後、決勝（上位および下位）トーナメント

●参加資格 岩倉市および近隣市町に在住・在勤の満20歳以上の人
※近隣市町とは犬山、大口、扶桑、江南、小牧、一宮、稲沢、清須、北名古屋、豊山

●参加費 1組2,000円 試合当日に徴収します。

●表彰 上位トーナメント1位～3位 ベスト8まで賞品あり
下位トーナメント1位～3位

●申し込み 5月18日(土)までに上記問合先まで申し込みください（先着100組）。

観光ボランティアガイド 講座

観光情報ステーション
(☎ 81-3368)

主に観光ボランティアガイド「ごあんない～わ」のメンバーと一緒にまちあるきを行います。

●とき 5月25日(土)午前10時～11時45分

●ところ 生涯学習センター会議室1

●定員 20人程度（先着順）

●参加費 無料

●申し込み 5月17日(金)午後5時までに上記問合先まで電話、メール (mail@iwakura-kanko.com) または直接申し込みください。

●主催 岩倉市、NPO法人いわくら観光振興会



▲いわくら観光振興会
ホームページ

児童館行事 「人形劇団あっけらかん」

第一児童館 (☎ 38-1106)

児童館では、子どもたちが豊かな心を育むことを願って「人形劇団あっけらかん」による人形劇公演を行います。

●とき 6月1日(土)午前11時～正午

●ところ 第一児童館（くすのきの家）

●出演 人形劇団あっけらかん

●内容 「オズの魔法使い」
歌もいっぱい、魔法もいっぱい！
見ごたえたっぷりの冒険の旅へドロシーと一緒にでかけませんか。

●対象 市内小学生

●定員 50人（先着順）

※5月7日(火)午前10時30分より、申し込みを受け付けます。第一児童館に直接お越しください。



市ホームページ▶

イベント

親子で参加するバスツアー

上下水道課上水道グループ
(☎ 38-5816)

岩倉市が加盟する尾張水道連絡協議会では、小学4～6年生とその保護者を対象に、水道施設等の見学を通じて、「水」について関心と理解を深めていただくために「親子バスツアー」を実施します。

- とき 7月31日(水)※雨天決行
- 行き先
国営木曽三川公園 河川環境楽園
自然発見館(岐阜県各務原市)
アクア・トトギふ(同敷地内)
- 集合場所 名鉄一宮駅(一宮市新生1丁目1)
- 集合時間 午前9時15分
- 募集対象 小学4～6年生とその保護者(小学4年生未満の兄弟の参加も可能です)
- 募集人数 40人(応募者が多数の場合は抽選となります)
- 参加費 無料
- 応募方法

5月31日(金)(当日消印有効)
までに参加者全員の住所、氏名(ふりがな)、年齢、学年、当日連絡がとれる電話番号を明記して、下記申込先までメールまたは郵送してください。

※行程や時間等の詳細は参加者決定後に連絡します。

- その他 昼食は各自で用意してください。
- 申込先 尾張水道連絡協議会事務局 あま市上水道課内(〒490-1222 あま市木田戌亥34番地 ☎ 052-441-7115、メール suido@city.ama.lg.jp)

「いわくら夏まつり市民盆おどり」盆おどり講習会

商工農政課商工観光グループ (☎ 38-5812)

8月16日(金)、17日(土)に開催予定の「いわくら夏まつり市民盆おどり」で、皆さんに踊りを楽しんでいただくために行います。

- とき 6月21日(金)午前10時～正午(受付は午前9時30分)
 - ところ アデリア総合体育文化センター多目的ホール
 - 講師 加藤豊香玉さん(日本民謡研究会師範)
 - 申し込み 不要
 - 参加料 無料
 - 曲目(予定) 五条川音頭、みんなの岩倉い～わくん、ダンシングヒーロー、郡上節(かわさき、春駒)など
- ※新曲は、2025年大阪・関西万博オフィシャルテーマソングの「この地球(ほし)の続きを」を予定しています。
- 持ち物 飲み物、タオル等



未来寄合 NEXT カフェを開催します！

協働安全課市民協働グループ
(☎ 38-5803、メール kyoudouanzen@city.iwakura.lg.jp)

小学校区ごとに地域の魅力や課題を話し合った未来寄合、プラスワン、全体フォーラムを踏まえ、これからの地域のあり方を考える次のステージへ。まずは、「お互いを知り、交流とつながりを生む」ところから…。楽しい「NEXTカフェ」を開催します。

未来寄合に参加したことがある人も初めての人も大歓迎！ 地域を越えて「ゆる～く」おしゃべりしてみませんか？ 気軽に申し込みください。

- とき 5月18日(土)午前9時30分～正午
- ところ 市役所2階レストランさくらん坊
- 申し込み 問合先に電話、申込フォームへの入力、または①氏名、②年代、③電話番号、④お住いの小学校区名を記入のうえ、件名を「未来寄合NEXTカフェ」として、メールを送信してください。



申込フォーム▶

イベント

特別支援学校体験入学

各特別支援学校へ直接電話で問い合わせてください。

来年度に小・中・高等学校入学予定で、障がいの可能性があると思われるお子さんとその保護者を対象に特別支援学校の様子を知っていただくために開催します。

【一宮東特別支援学校】

(一宮市丹羽字中山 1151-1 ☎ 0586-51-5311)

●対象 知的な発達に遅れのあるお子さん

●とき

[小学部]

★説明会 6月7日(金)※新就学児の保護者対象

★体験入学 9月6日(金)、11日(水)

[中学部]

★説明会 6月6日(木)※小学6年生の保護者対象

[高等部]

★見学会 6月4日(火)※中学3年生、その保護者、担任等教員対象

【小牧特別支援学校】

(小牧市大字久保一色 1129-2 ☎ 0568-73-7661)

●対象 手足の不自由なお子さん

●とき

[小学部] ★体験入学 9月3日(火)、10月9日(水)

[中学部・高等部] ★教育相談 随時実施

【一宮聾学校】

(一宮市大和町荻安賀字上西之杵 30 ☎ 0586-45-6000)

●対象 耳の不自由なお子さん

●とき

[幼稚部] ★説明会 6月11日(火)

[小学部] ★説明会 6月4日(火)

[中学部] ★説明会 6月5日(水)

[高等部] ★説明会 6月6日(木)

【大府特別支援学校】

(大府市森岡町七丁目 427 番地 ☎ 0562-48-5311)

●対象 病気療養しているお子さん

●とき

[小学部・中学部・高等部]

★体験入学 7月9日(火)、10月23日(水)

【共通事項】

●申し込み 体験入学等を希望する学校へ直接電話で申し込んでください。

●その他 各特別支援学校では、体験入学以外の日にも随時相談に応じています。

子育て支援センター「おでかけひよこ・おでかけこっこ広場」

子育て支援センター (市民プラザ内 ☎ 38-3911)

子育て支援センターでは、赤ちゃんを育てているママやパパたちが、身近な地域で子育ての交流ができるように、おでかけひよこ広場 (0歳児対象)・おでかけこっこ広場 (1歳児対象) を開催しています。

●とき 午前10時～11時30分

●内容 楽しく交流、育児相談、ふれあい遊び

●予約方法 前日までに電話予約 受付時間 (平日：午前10時～午後4時30分)

【おでかけひよこ広場】

●ところ

第1・3火曜日 第三児童館

第2火曜日・第4木曜日 さくらの家

第1金曜日

アデリア総合体育文化センター

第2・4金曜日 くすのきの家



▲詳しくはこちらから

【おでかけこっこ広場】

●ところ

第1月曜日・第3金曜日

くすのきの家

★日程は、市ホームページをご覧ください。



▲詳しくはこちらから

募集

登録統計調査員

行政課デジタル推進グループ
(☎ 38-5834)

●登録統計調査員制度とは

各種統計調査実施の際、市担当者から調査員のご案内をさせていただくため、事前に登録をお願いする制度です。案内の際には、統計調査の概要を確認の上、従事いただける場合に調査員として任命させていただきます。気軽に問い合わせください。

<令和6年度統計調査員依頼予定の調査>

全国家計構造調査、労働力調査他

●登録要件 満18歳以上の人

●登録方法

登録に当たり簡単な面接をします。詳しくは市ホームページより申し込みいただくか、問合先まで連絡してください。

申し込みは
こちら▶



●統計調査員の仕事

各種統計調査において、調査対象（世帯・事業所）を訪問し、調査票への記入依頼や回収、点検などを行います。

※統計調査実施後に報酬を支払います。金額は調査の種類や調査区・調査対象数等によって異なります。

【調査員報酬額参考】

令和2年国勢調査（2調査区担当）：74,000円程度

令和5年住宅・土地統計調査（3調査区担当）：71,000円程度

イベント

福祉職のための成年後見制度研修会

尾張北部権利擁護支援センター

(☎ 0568-74-5888、FAX0568-74-5855)

●内容

第一部 成年後見制度の基礎知識（講義）

第二部 事例検討会（グループワーク）

●とき 5月29日(水)午後1時30分～4時30分

●参加方法

①現地会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター3階 大会議室（小牧市小牧五丁目407）

②オンライン ZOOM

●定員

①60人（現地会場）

②40人（ZOOM）

①②とも先着順

●対象者 岩倉市、小牧市、大口町および扶桑町に在住の人を担当しているケアマネジャー、相談支援専門員、ホームヘルパーなどの福祉職や民生委員など、支援者の立場で認知症の人や障がいのある人に関わっている人

●参加費 無料

●申し込み 5月22日(水)までに電話、FAX、オンライン申込ページから申し込みください（先着順）。

オンライン
申込ページ▶



子育て支援センター育児講座「親子でリトミックを楽しもう」

子育て支援センター（市民プラザ内☎ 38-3911）

子どもは体を動かして遊ぶのが大好きです。音楽に合わせてお父さん、お母さんも一緒に体を動かして楽しみましょう。

●とき 5月30日(木)午前10時～11時30分（1部 午前10時～10時40分、2部 午前10時50分～11時30分）

●ところ 子育て支援センター

●対象 歩き始めた子～2歳前後の子

●講師 野村ゆかりさん（リトミック研究センター上級指導会員）

●定員 1部につき親子各7組前後

●申し込み 5月13日(月)午前10時～午後4時（電話可）

普通救命講習会

消防署（☎ 37-5333）

●とき 毎月（3月と9月を除く）9日午後1時30分～4時30分

●ところ 消防庁舎2階大会議室

●定員 30人

●申し込み 随時消防署で受け付けています（電話可）。下記二次元コードからも申し込みできます。

市ホームページ▶



申し込み▶



募集

岩倉スポーツクラブカローリング大会参加者

岩倉スポーツクラブ事務局
(アデリア総合体育文化センター内 ☎ 66-2222)

「室内でできるカローリング」と呼ばれているカローリングの大会です。年齢を問わず誰でも楽しむことができるスポーツです。

- とき 6月15日(土)午前9時10分～午後0時30分
- ところ アデリア総合体育文化センターアリーナ
- 対象 市内在住・在勤で小学生以上
- 定員 20チーム(1チーム3人) ※家族の場合は4人での参加も可
- 参加費 1人300円(保険料を含む) ※岩倉スポーツクラブ会員は100円
- 申し込み 5月1日(水)から31日(金)までに岩倉スポーツクラブ事務局へ申し込みください。



パーソナル卓球教室

アデリア総合体育文化センター 指定管理者日本環境マネジメント株式会社 (☎ 66-2222、メール iwakura@nem-shiteikanri.jp)

初心者から上級者まで参加者の皆さんのレベルに合わせて教えます。

- とき 6月より毎週月曜日(1カ月4回)3カ月コース 午前9時15分～10時45分(卓球台設置、片付け、モップ掛け含む)
- ところ アデリア総合体育文化センターアリーナ
- 参加費 700円(1回)回数券利用いただけます。
- 講師 有田インストラクター(経歴 インターハイ シングルスベスト8、ダブルス優勝、全日本選手権 シングルスベスト16、ダブルス3位、日本リーグ 優勝)
- 定員 16人(先着順)
- 持ち物 運動のできる服装、卓球ラケット、屋内シューズ、水筒、タオル等
- 申し込み 5月1日(水)からアデリア総合体育文化センターで受付(電話、メール可)

流域モニタリング一斉調査参加者

環境政策課さくら・川・環境グループ
(☎ 38-5808)

身近な水環境に興味を持っていただくため、愛知県内全域で「流域モニタリング一斉調査」を実施します。

- 調査内容 身近な水辺(川やため池、水路など)で「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」の調査を行います。
- 対象 どなたでも参加できます(小学生以下の人は、保護者と一緒に調査してください)。
- 調査期間 6月5日(水)(環境の日)～9月末日
- 申し込み 所定の申込書を環境政策課まで提出してください(メールでの提出も可)。申込書は環境政策課窓口でお渡しするほか、愛知県・市ホームページからもダウンロードできます。

初心者テニス教室

岩倉市テニス協会 深谷
(☎ 090-2132-9958)

- とき 5月19日(日)～6月23日(日)毎週日曜日午前9時～11時(6回) ※雨天中止の場合の振り替えはありません。
- ところ 野寄テニスコート
- 対象 市内在住・在勤の16歳以上の人(学生を除く)
- 参加費 1,500円
- 定員 20人(先着順)
- 持ち物 飲み物、タオル、帽子、運動靴、ラケット(貸し出し可)
- 申し込み 5月10日(金)までに生涯学習課スポーツグループに直接申し込みください。

募集

スポーツレクリエーション協会会員

岩倉市スポーツ協会事務局（生涯学習課内 ☎ 38-5819）

●申し込み 各会場で受付

名称	会場	とき	会費	対象	募集人員	代表者
バウンドテニス協会	アデリア 総合体育文化センター	火曜日 午後7時～9時	月 500円	高校生以上	多数	木下誠
	アデリア 総合体育文化センター	水曜日 午後1時～3時				青山和史
	南部中学校体育館	金曜日 午後7時～9時30分				田中信彦 090-5619-1082
ビーチボール協会	アデリア 総合体育文化センター	金曜日 午後7時～9時	月 500円	高校生以上 (市内在住、在勤)	多数	石黒さち子
インディアカ協会	アデリア 総合体育文化センター	木曜日 午後7時～9時	月 500円	高校生以上	多数	飯田絹江 66-3878 090-7048-5722
	岩倉中学校体育館	土曜日 午後7時～9時				
気功クラブ	アデリア 総合体育文化センター 柔道場	土曜日 午前10時～11時30分	月 1,000円	高校生以上	若干名	松橋好文
グラウンドゴルフクラブ	市内グラウンド各所	日・火・水・金曜日 午前9時～11時	月 300円	高校生以上	多数	浅野登
健康太極拳同好会	アデリア 総合体育文化センター 剣道場	土曜日 午後1時～3時	月 1,500円	高校生以上	多数	須田直広
ラージボール同好会	アデリア 総合体育文化センター アリーナ	水曜日 午前10時～正午	年 3,000円	特になし	数名	田崎光男 66-4563

ソフトバレーボール連盟

名称	会場	とき	会費	対象	募集人員	代表者
岩倉日曜会	南部中学校体育館	日曜日 午後7時30分～9時30分	年 3,000円	高校生以上	多数	関戸一人
岩倉火曜会	アデリア 総合体育文化センター	火曜日 午前9時30分～正午	年 4,000円	女性のみ	多数	山田千代美
岩倉金曜会	岩倉中学校体育館	金曜日 午後7時30分～9時30分	年 4,000円	高校生以上	多数	南谷秀美

ダンス&エアロビクスサークル

名称	会場	とき	会費	対象	募集人員	代表者
JUN エアロビ	アデリア 総合体育文化センター 剣道場	木曜日 午後1時～2時30分 (月3回)	月 2,500円	女性	多数	加藤実佐子
FIT	南部中学校体育館	木曜日 午後8時～9時30分	月 1,000円 程度	高校生以上の 女性	5～6 人	荻野みづほ
ティスコス	アデリア 総合体育文化センター アクティブルーム	金曜日 午後1時30分～2時30分	月 2,500円	女性	多数	川口和美

尾張北部権利擁護支援地域 連携ネットワーク 協議会公募委員

尾張北部権利擁護支援センター
(☎ 0568-74-5888)

岩倉市、小牧市、大口町および扶桑町の成年後見制度利用促進計画を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に資するため、尾張北部権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を構成する公募委員を募集します。

- 募集期間 5月1日(水)～15日(水)午後5時15分まで
- 募集人数 1人
- 応募資格 (1)～(3)の全てに該当する人
 - (1) 令和6年5月1日において岩倉市、小牧市、大口町または扶桑町に住所を有する満18歳以上の人
 - (2) 成年後見制度に関心が高い人
 - (3) 平日午後開催する会議に参加できる人
- 任期 2年
- 応募方法 応募用紙を尾張北部権利擁護支援センターホームページから入手し、必要事項を記入のうえ、尾張北部権利擁護支援センターに郵送(〒485-0041小牧市小牧五丁目407番地)、メール(mail@owarihokubukenriyogo.net)または持参(土曜日、日曜日、祝日を除く)により提出してください。

選考の結果は、5月下旬に応募した人全員に通知します。



▲尾張北部権利擁護支援センター
ホームページ

会計年度任用職員 (保育士)

こども家庭課保育グループ (☎ 50-0372)

子どもが好きで、保育士資格をお持ちの人、保育園で楽しく働いてみませんか。応募をお待ちしています。

【フルタイム保育士 (早番・遅番有り)】

- 報酬単価 月額 200,900円～
- 地域手当 月 12,054円～支給あり
- 期末手当、勤勉手当 6月および12月
- 資格要件
 - ★ 保育士資格を有する人
 - ★ 1日7.75時間勤務できる人
 - ★ 早番(午前7時30分から)と遅番(午後7時まで)の両方の勤務ができる人
- 勤務時間
 - ★ 月～土曜日のうち週5日
 - ★ 午前7時30分から午後7時までの間で1日7.75時間勤務

【一般保育士】

- 報酬単価 時給 1,113円～
 - 期末手当、勤勉手当 6月および12月
 - 資格要件 保育士資格を有する人
 - 勤務時間
 - ★ 月～土曜日のうち週5日
 - ★ 午前7時30分から午後7時までの6～7時間
 - ★ 週30時間以上
- ※勤務時間については相談に応じます。
※日曜日、祝日のみの勤務ができる人も募集しています(休日保育専任保育士 時給1,166円から)。

【延長保育士】

- 報酬単価 時給 1,166円～
- 期末手当、勤勉手当 6月および12月
- 資格要件 保育士資格を有する人
- 勤務時間
 - ★ 月～金曜日の週5日
 - ★ 午後7時までの4～4.5時間

【補助保育士】

- 報酬単価 時給 1,099円～
 - 期末手当、勤勉手当 6月および12月
 - 資格要件 保育士資格を有する人
 - 勤務時間
 - ★ 月～金曜日の週5日
 - ★ 午前7時30分から午後7時までの4～5時間
 - ★ 週30時間未満
- ※勤務時間、日数については相談に応じます。

募集

【無料】日本語で話す練習をしたい人を募集します
(いわくらにほんごクラス)
【For free】Japanese class for beginners
【De graça】Aula de Língua Japonesa

いわくらにほんごクラス (Iwakura Nihongo Class) 継田理恵 (RIE TSUGITA) 【Info】 < mail > iwakurasu@gmail.com < Instagram > @iwakura_nihongo_class
※ You can send us message in your language. We will translate it by google.
※ Você pode nos enviar mensagem em seu idioma. Vamos traduzi-lo pelo Google.

日本語会話の練習をしたい外国人のための教室です。日本語サポーターと、日本語で話す練習をします。日本語サポーターは、外国人とのコミュニケーションを学びます。日本語が全く話せないか、少し話せるレベルの人向けです。どこの国の人でも参加できます。子どもと一緒に参加してもいいです。保育士はいません。無料です。ポルトガル語、英語が話せるサポーターがいる日もあります。これまでのクラスに参加したことがある人も、参加できます。

- ◎ Check out atmosphere in the class on our Instagram!
- ◎ Confira o clima da aula no nosso Instagram!



@IWAKURA_NIHONGO_CLASS

●とき 5月11日(土)、18日(土)、25日(土)、6月1日(土)、8日(土)、15日(土)、22日(土)、29日(土)午前10時30分～正午 (AM10:30～PM12:00) ※全8回

●ところ 市民プラザ

●内容 あいさつや自己紹介など、生活で使う簡単な会話

●対象 日本語の練習をしたい人 (初心者)、地域の人と繋がりたい人

●定員 20人

●申し込み 5月9日(木)までに、【Info】のメールかInstagramのDMで、名前 (name)、住所 (address)、在留資格 (Status of residence)、母語 (mother language)、連絡先 (Phone number、Email address) を書いて送ってください。

日本語サポーターとして参加希望の人は、上記に連絡のうえ、ぜひ見学にお越しください。
※岩倉市初期日本語教育支援事業です。



市ホームページ▶

令和6年度ひとり親家庭等就業支援講習会の受講者

愛知県母子寡婦福祉連合会 (☎ 052-915-8862)

ひとり親家庭の母等が、就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

- 対象者 愛知県内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の人で就業意欲があり、講習の全日程に出席できる人 (なお、講習内容により個別の条件があります)
 - 講習内容 (講習場所は名駅)
 - ・パソコン講習初級
 - ・調剤薬局事務講習
 - ・介護職員初任者研修
 - 受講料 原則として無料です。ただし、教材費、交通費は自己負担となります。
 - 受講期間 6月29日(土)から10月30日(水)の間で7日間から16日間 (講習内容により異なります)
 - 定員 各20人 (募集定員を超えた場合は抽選し決定します)
 - 申し込み 5月7日(火)から28日(火)までにこども家庭課 (☎ 38-5810) へ申し込みください。
- ※詳しい募集要領については、事前に愛知県母子寡婦福祉連合会へ問い合わせてください。



▲市ホームページ

健幸づくりサポーター養成講座

健康課健康支援グループ (保健センター内 ☎ 37-3511)

「健幸づくりサポーター」は地域で健康づくりに関するイベントや教室等の企画・運営を行うボランティアです。養成講座で健康づくりの学習を深め、実際に地域で活動しているボランティアの体験談を聞き、受講後はボランティアとして地域で活躍してみませんか。

- とき・内容・講師 表のとおり
- ところ 保健センター視聴覚室
- 対象 下記の要件を満たす人
 - ・18歳以上の市民
 - ・受講後にボランティアとして地域で活動する意欲のある人
 - ・全4回のうち、2回以上参加できる人

※地域のボランティアに興味はあるが、何から始めてよいか分からない。いつまでも健康に暮らしていきたい。気軽に始められて自分の健康にもつながるボランティアになりたい。という人はぜひ申し込みください。

- 募集人数 30人程度
- 申し込み 保健センターで受け付けます (電話可)

	とき	内容等	講師
第1回	6月6日(木) 午後2時～3時30分	医師による講演 「健康寿命を延ばすために～地域での健康づくりのすすめ方～」	医師 (愛知県健康づくり振興事業団)
第2回	6月13日(木) 午後2時～3時30分	運動講習・運動実技 「健康につながる運動習慣」 ●持ち物：室内用運動靴	健康運動指導士 (愛知県健康づくり振興事業団)
第3回	6月18日(火) 午前10時～正午	食の健康づくりに関する講習 (講義、調理実習) 健幸づくりサポーター体験談 ●持ち物：エプロン、マスク	市管理栄養士
第4回	6月20日(木) 午後2時～3時30分	講義「地域で開催する運動講座について」、運動実技 ●持ち物：室内用運動靴	愛知県健康づくりリーダー

健幸づくりサポーター事業『スクエアステップ体験講座』

健康課健康支援グループ (保健センター内 ☎ 37-3511)

- とき 6月7日(金)午前10時～11時30分
 - ところ くすのきの家
 - 対象 市内在住の人
- ※より多くの方がスクエアステップを体験するため、同じ月に他会場のスクエアステップ講座に参加した人は遠慮してください。
- 持ち物 室内用運動靴、タオル、飲み物



アプリ「あいち健康プラス」 ～歩数ランキングを活用して健康づくり～

健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

アプリ「あいち健康プラス」では、歩数がグラフ化され、「全体」「年代」などで、参加者の歩数ランキング（月単位）を表示することができます。歩数ランキング上位を目指して、楽しみながら健康づくりに取り組みましょう。

※「あいち健康プラス」は、日々の歩数や体重・血圧の記録などにより、健康管理を支援するアプリです。健康づくりに関する取組を実践し記録すると、ポイントが貯まります。一定以上のポイントを貯めると、県内の協力店で使える優待カード「まいか（あいち健康づくり応援カード）」をもらうことができます。



アプリのダウンロードはこちらから▶



iPhone



android

お知らせ

児童手当の対象所得が令和5年中の所得に切り替わります

こども家庭課子育て支援グループ（☎ 38-5810）

児童手当について、6月分からは令和5年中の所得で算定します。また、令和4年中の所得が「所得上限限度額」以上のため、昨年6月分からの児童手当等が受けられなかった人で、令和5年中の所得が「所得上限限度額」未満の場合は、認定請求の申請が必要です。

●申請期限 5月31日(金)

※市民税県民税納税通知や給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定通知書等により、所得上限限度額未満となることが分かった場合は、通知を受け取った日の翌日から15日以内に認定請求の申請を行ってください。

※「所得上限限度額」や認定請求の申請方法について、詳しくは市ホームページ等を確認ください。

市ホームページ▶



5月31日は世界禁煙デー

健康課健康支援グループ
（保健センター内 ☎ 37-3511）

たばこは、吸っている本人だけでなく周りの人の健康にも悪影響を及ぼします。特に、子どもがたばこの煙にさらされることは、その後の発育や健康にダメージを与えることにつながります。

健康増進法の改正に伴う受動喫煙対策によって、20歳未満の人の店舗や事業所等の喫煙可能なエリアへの立入は禁止されています。家庭内でも、特に20歳未満の人や妊婦がたばこの煙にさらされることは、避けなくてはなりません。

たばこをやめようとしてもやめられないのは、「ニコチン依存症」という病気のためです。病院で禁煙治療を受けるという方法があります。禁煙治療実施医療機関は、「禁煙治療に保険が使える医療機関情報最新版」（日本禁煙学会ホームページ）で検索してみてください。

薬局の薬剤師にも禁煙の相談をすることができます。

また、保健センターでは、保健師による禁煙個別サポートを行っています。電話で問い合わせください。



▲日本禁煙学会
ホームページ



お知らせ

木造住宅無料耐震診断と住宅耐震改修工事費等および空き家解体工事費補助金をご利用ください

都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

震災等からかけがえのない人命や財産を守るため、木造住宅の耐震診断、改修等の実施を推進しています。各種補助制度は以下のとおりです。

【木造住宅無料耐震診断について】

●対象となる建築物（次の全てに該当するもの）

- ①建築工事の着工が昭和 56 年 5 月 31 日以前
- ②木造 2 階建て以下
- ③構法が在来軸組構法または伝統構法（ツーバイフォー、木質パネル構法などは対象外）
- ④用途が一戸建て専用・併用住宅、長屋、共同住宅

●申し込み 申込票に必要事項を記入のうえ、都市整備課へ提出してください。申込票は窓口のほか市ホームページからダウンロードすることもできます。

※非木造住宅（構造が鉄骨造・鉄筋コンクリート造等）については、耐震診断費の補助を行っています。希望される人は、事前に相談ください。

【住宅耐震改修工事費等および空き家解体工事費補助金について】

●対象となる工事 市が実施する木造住宅無料耐震診断を受け、所定の判定値未満であった場合に行う以下の工事

- ①木造住宅耐震改修工事…最大 110 万円
- ②段階的耐震改修工事（一段目）…最大 60 万円
- ③段階的耐震改修工事（二段目）…最大 50 万円
- ④耐震シェルター整備工事…最大 40 万円
- ⑤解体工事…最大 60 万円

※空き家（居住その他の使用がされていない住宅）を含む。

※同一の敷地において、補助の対象となる工事は、一度までです。ただし、段階的耐震改修工事（二段目）は除きます。

●申し込み 申請書は都市整備課計画営繕グループ窓口で配布しています。補助要件の確認や添付書類の説明をしますので、事前に相談ください。

●代理受領制度について 令和 4 年 4 月から補助金を市から工事業者へ直接支払う代理受領制度を創設しました。詳しくは問い合わせください。

ブロック塀等撤去奨励補助金をご利用ください

都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

傾きやひび割れがあるブロック塀等は、地震が起こった際に倒壊する危険があります。

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難路の確保のために、道路・公共施設に面するブロック塀等の撤去を行う所有者に対し、撤去費用の一部を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀で道路からの高さが 1 m 以上かつ組積造の部分が 80cm 以上のものをいいます。

●補助対象 道路・公共施設の敷地に面するブロック塀等を所有者が撤去する場合に補助の対象となります。

※家屋の建替え等に併せてブロック塀等を撤去する工事は対象外になります。

●補助額 ブロック塀等の撤去工事費または、撤去するブロック塀等の延長に 1 m 当たり 1 万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2 分の 1 の額とし、10 万円を限度とします。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

●申し込み 都市整備課計画営繕グループで事前に相談してください。

維持管理課管理グループ (☎ 38-5813)

進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。

浸水被害を防ぐための流域治水対策

「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「流域治水対策」といい、新川流域では、愛知県や流域市町とともに「流域治水対策」を行っています。



浸水被害の発生防止と減災を図る総合的な取り組みです。

【特定都市河川浸水被害対策法】に基づく取組例

①雨水浸透阻害行為の許可等（法第30条）

田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発（雨水浸透阻害行為＝土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

【許可が必要となる具体例】

- ・田畑（耕地） → 宅地
- ・田畑（耕地） → 駐車場
- ・田畑（耕地） → グラウンド
- ・原野 → 資材置場（未舗装）
- ・資材置場（未舗装） → 駐車場（舗装）

②都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。（平成20年6月に指定しています。）

雨水を貯留したり、地下に浸透させる施設

新たに住宅を建築したり、駐車場を整備したりする場合に、浸透ます、透水性舗装、貯留場所の確保などの雨水流出抑制施設の設置にご協力ください。

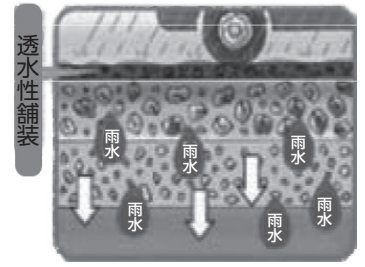
●浸透ます

壁面から雨水を地下に浸み込ませることができます。



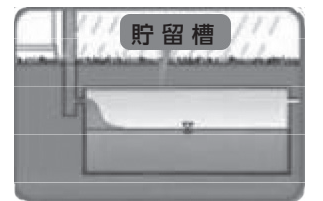
●透水性舗装

雨水を地下に浸み込ませることができます。駐車場などでは、なるべく舗装をしないことが流出抑制に効果があります。



●貯留場所の確保

建物のあいたスペースや駐車場を少し下げることなどで、雨水がたまる場所を確保できます。



市での取組

浄化槽転用貯留槽改造工事費と雨水貯留槽（雨水タンク）新設工事費の補助を行っています。

ビジュアルボードフェアの開催

流域治水を市民の皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。

★とき 6月21日(金)～27日(木)

★ところ 市役所2階市民ギャラリー

流域治水に関する情報

流域治水に関する情報は、愛知県ホームページ内の「愛知県の総合治水対策」をご覧ください。

愛知県
ホームページ▶



イベント
募集
健康
お知らせ

お知らせ

全国瞬時警報システム (Jアラート)の全国一斉 情報伝達訓練の実施

協働安全課防災安全グループ
(☎ 38-5831)

地震や武力攻撃などの発生時に備え、Jアラート(全国瞬時警報システム)による情報伝達訓練を全国一斉に実施します。この訓練では市内20カ所にある屋外拡声子局から以下の訓練放送を行いますので、ご理解をお願いします。

※屋外拡声子局とは、毎日午後5時から音楽が流れるスピーカーのことをいいます。

- とき 5月22日(水)午前11時から1分程度
- ところ 市内全域
- 放送内容
 - ・チャイム音
 - ・「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰り返す)
 - ・「こちらは、こうほういわくらです。」
 - ・チャイム音



希望の家の夏休みの利用申込は5月3日からです

希望の家(☎ 37-4191)

青少年宿泊研修施設「希望の家」の利用申込は、通常2カ月前から受け付けています。水曜日と木曜日が休館日のため5月3日(金・祝)から7月分の受け付けとなりますが、夏休み時期のため、特別に8月分の申し込みも受け付けます。この時期は、特に青少年団体の利用を優先させていただきます。

- 申し込み 「希望の家」に直接申し込んでください。施設予約システム(インターネット)による仮申込受付については、5月3日(金・祝)午後5時からとなります。
- 受付時間 午前9時～午後5時



▲市ホームページ

「こんなことできたらいいな」を政策として提案してみませんか

協働安全課市民協働グループ(☎ 38-5803)

市では、市民の意見を広く施策に反映し、ともにまちづくりを推進するために、政策提案制度を設けています(市民参加条例第18条)。

この制度は、個人的な意見や要望ではなく、豊かな知識と経験を持つ市民が政策の提案を行うことで、市政に参加できるしくみです。

- 市民の花木「さくら」の制定も、政策提案がきっかけです！
これまでの提案では、「桜のまち岩倉プロジェクト～市民の花として『さくら』を～」(令和2年度提案)が採択され、令和3年度に「市民の花木(かばく)」として「さくら」が制定されるとともに、植樹が行われています。
その他、市施設の予約方法の改善やお祭り広場の地盤改良の提案が採択されています。
- 提案するには？
政策提案を行う場合、10人以上の賛同が必要です。提案代表者は、提案書に賛同者の署名を添えて提出してください。
必要書類の作成の際には、市のホームページにある「政策提案制度の手引き」を参考に活用ください。



詳しくはこちら▲

献血にご協力ください

福祉課障がい福祉グループ(☎ 38-5809)

- とき 5月22日(水)午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
- ところ 市役所
- その他 医療機関からの需要に応じるため、400ml献血のみの受付とさせていただきます。

お知らせ

「いわくら・みんなのサロン」を開催しています

一般社団法人はーとプロジェクト
(☎ 96-6438)

いわくら・みんなのサロンは、不登校やひきこもりをはじめ、さまざまな生活上の悩みを抱える保護者と子どもの相談スペースです。いろいろな活動を通じて楽しく参加できるように実施していますので、ぜひ参加ください。

- とき 毎月第4土曜日午前10時～正午
- ところ 放課後等デイサービスおりーぶおりーぶ岩倉（東町長山78）
- 対象者 18歳までの子どもと保護者
- 参加費 無料
- 参加方法 当日午前10時までに直接来場ください。
- 個別またはグループ相談について 毎月第4土曜日に実施し、各月2組までの予約制です。予約の際に、氏名、住所、連絡先、参加人数と相談内容を伝えてください。
- その他 駐車場の数が少ないため、車を利用の際は事前に問い合わせてください。

AI 総合案内サービス



知りたいことは
AIに聞くと
い〜わ



喫煙マナーを守って快適な地域環境を維持しましょう

環境政策課さくら・川・環境グループ (☎ 38-5808)

「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」を施行し、喫煙に関して良好な生活環境の確保に努めています。

今後も、喫煙者と非喫煙者が互いに快適で暮らしやすい地域環境を維持するため、引き続き市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

路上では、他人の迷惑や危険となる喫煙をしない

★市内の道路や公園、広場、その他屋外の公共の場所では、他人に迷惑や危険を及ぼす喫煙を控えてください。

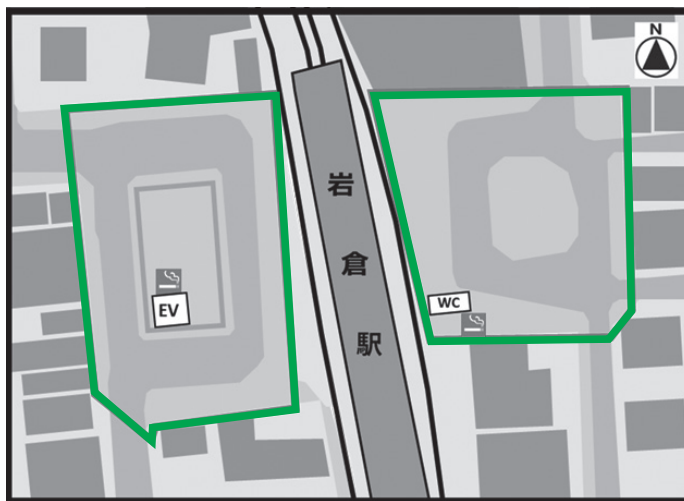
★喫煙する場合は、人通りを避け、煙や臭いが他人に及ばないように、場所や風向きに配慮してください。

★歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙は、他人の迷惑や危険となり得るため控えてください。

路上喫煙禁止区域では、喫煙所以外での喫煙はできません

★岩倉駅の東西ロータリー周辺を路上喫煙禁止区域に指定しています。区域内で喫煙をする場合は、喫煙所を利用してください。

★路上喫煙禁止区域内で喫煙を行った人に対しては、指導員の指導対象となります。



路上喫煙禁止区域



喫煙所

5月30日(木)～6月5日(水)はごみ不法投棄監視ウィーク

清掃事務所 (☎ 66-5912)、環境政策課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

環境月間にちなみ、5月30日(木)から6月5日(水)までの一週間を「ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、不法投棄防止のための取り組みを集中的に行います。

なお、ごみをみだりに投棄すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条の規定により、5年以下の懲役または1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金に処せられます。

お知らせ

用水路を適切に管理 するためのお願い

商工農政課農政グループ
(☎ 38-5812)

用水路にゴミや刈った草などを捨てるとう水の流が悪くなります。

地域の人たちや用水を利用されている皆さんに清掃をしていただいています、ゴミが捨てられることにより、用水路が詰まり、下流に十分な水が行き届かなくなってしまう。

また、大雨が降ったときの浸水の原因にもなります。ゴミや刈った草の投げ捨てはせず、きれいに保つための協力をお願いします。

また、車のオイルや燃料等の油類が誤って用水路に流れて水田などに農業被害が発生した場合、損失補償を求められることがありますので、油類を用水路へ流出させないよう、日ごろから保管・取扱いに十分注意してください。

日曜資源回収の混雑緩和に ご協力ください

清掃事務所 (☎ 66-5912)、
環境政策課廃棄物グループ
(☎ 38-5808)

近年、日曜資源回収(第1・第3日曜日はe-ライフプラザ、第2・第4日曜日は消防署東側防災公園で実施)の会場が大変混雑し、利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしています。

資源等の持ち込みについては、地区の分別収集や、平日のe-ライフプラザ(清掃事務所内、午前9時~午後4時)も利用いただけますので、日曜資源回収での混雑緩和や、会場周辺の交通に支障をきたさないためにも、皆さんのご協力をお願いします。

住民票の写し・印鑑登録証明書は コンビニエンスストア等で取得できます!

市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807)

マイナンバーカードを所有している人は、住民票の写しと印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で取得できます。

- 利用可能店舗 全国のコンビニエンスストアなどマルチコピー機が設置されている店舗
- 利用可能時間 午前6時30分~午後11時(機器メンテナンス時を除く)
- 手数料 1通 200円
- 必要なもの マイナンバーカード



※印鑑登録証明書の取得には、事前の印鑑登録が必要です。
※スマホ用電子証明書でも取得できます。詳しくは、上記二次元コードからデジタル庁ホームページをご覧ください。

【特定外来生物】オオキンケイギクの駆除にご協力ください

環境政策課さくら・川・環境グループ (☎ 38-5808)

オオキンケイギクをご存知でしょうか。5月から7月ごろに道ばたなどで黄色の花を咲かせているのが見かけられます。

この植物、実は外国から持ち込まれた外来生物であり、繁殖力が非常に強く、日本固有の植物の生息に影響を及ぼしています。

駆除をお願いします!

オオキンケイギクは特定外来生物に指定されており、自宅や管理している土地に生えていたら、駆除をする必要があります。

茎を切っただけでは、次の年も花を咲かせる可能性があります。根から抜き取り、種が飛び散らないようにその場で燃やすごみの市指定袋に入れて枯死するまで放置し、枯死させてから収集日に集積場所に出してください。

移動させないでください!

オオキンケイギクは、特別な許可がない限り、生きたまま移動させることは法律で禁止されています。持ち帰らないようにしてください。

オオキンケイギクバスターズ募集!

自宅や管理している土地だけではなく、より広域的にオオキンケイギクの駆除活動にご協力いただける人や団体、事業者を募集しています。

気軽に問合せまで連絡ください。



オオキンケイギク▶

お知らせ

マイナンバーカードの申請サポートをしています

市民窓口課窓口グループ
(☎ 38-5807)

マイナンバーカードの申請を希望される人に、申請に必要な写真撮影を職員が無料でサポートしています。まだマイナンバーカードをお持ちでなく、申請を希望される人は活用ください。カードは交付までに1カ月程度かかります。

●受付日時

平日 午前8時45分～正午、午後1時～5時

日曜日 午前8時45分～正午
(日曜日は予約制)

●場所 市役所1階市民窓口課

●対象者 マイナンバーカードの申請を希望される人(2カ月以内に転出予定のない人)

※15歳未満及び成年被後見人の人は、必ず法定代理人が同行してください。

●必要なもの 運転免許証などの本人確認書類



予約の多かった本

- 1位 ブラック・ショーマンと覚醒する女たち (東野 圭吾 作)
- 2位 風に立つ (柚月 裕子 著)
- 3位 一夜 (今野 敏 著)

「外国人サポート窓口」で日本語が話せない人をサポートしています

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市役所では、日本語が話せない人のために、いろいろな言葉でサポートしています。はじめに話を聞いてから、担当するところへ案内します。なにか困ったことがあったら、市役所1階にある「外国人サポート窓口」に来て相談してください。

●とき 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

●ところ 外国人サポート窓口(市役所1階市民窓口課の中)

●でんわ ☎ 38-5040

●ことば ポルトガル語とスペイン語を話すことができる人がいます。

ほかの言葉は、翻訳機を使って話をします。



市ホームページ▶

ご存じですか 5月12日は民生委員・児童委員の日です

福祉課社会福祉グループ (☎ 38-5830)

民生委員・児童委員の日に合わせて5月12日(日)から18日(土)までを活動強化週間としています。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを目的としており、「児童委員」もかねています。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気で安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

市では、北部民生委員・児童委員、南部民生委員・児童委員と児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が、担当地区および市内各所で福祉活動に取り組んでいます。

核家族化、少子高齢化が進行し時代が変化する中で、民生委員・児童委員は、皆さんの身近な相談相手です。お気軽にご相談ください。

5月31日(金)は休館日です。
図書館からのお知らせ

その他の新着図書については、市ホームページで確認してください。ホームページから貸出中の図書の予約ができます。

★ぼくはふね(五味 太郎 作)
多明人 監修

★きみを守ることも基本法2(喜
児童新着図書

★川のある街(汀國 香織 著)

★身近な植物を活かすはじめての
ドライフラワー(小林 みどり 監
修)

一般新着図書



市民相談 (5月)

市民相談室 (☎ 38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっておりますので、気軽に相談してください。

相談	とき
一般相談	月～金曜日(祝日、振替休日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
消費生活相談 (消費生活センター)	月～木曜日(祝日、振替休日を除く) 午前8時30分～正午(☎ 37-7867) ※受付時間: 午前11時30分まで
法律相談	14日(火)・22日(水)午後1時～4時 ※1日(水)午前9時から当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。
若年者就職相談 ※予約優先	いちサポ(☎ 0586-55-9286) 10日(金)午前9時30分～正午 24日(金)午後1時～4時
多重債務者相談 ※予約優先	16日(木)午後1時～4時 クレサラあしたの会 (☎ 090-3252-5652)
登記相談	8日(水)午後1時～4時
不動産相談	9日(木)午後1時～4時
年金相談	15日(水)午前10時～正午、午後1時～3時 10日(金)までに市民窓口課(☎ 38-5833) へ申し込みください。
戦没者遺族相談 ※予約制	17日(金)午後1時～4時 ※10日(金)までに市民相談室へ申し込みください。
基幹相談 支援センター	月～金曜日(祝日、振替休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (☎ 81-9973) 障がいに関する相談を受け付けます。

分別収集・古紙と古着の日 (5月)

分別収集

7日(火)	八剣町・井上町・神野町・石仏町
10日(金)	曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
14日(火)	大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町
17日(金)	東新町(岩倉団地)
21日(火)	中本町・東町・中野町・鈴井町
24日(金)	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町1区
28日(火)	泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目

古紙と古着の日

10日(金)	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町1区
14日(火)	西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
18日(土)	東新町(岩倉団地)
21日(火)	八剣町・神野町・石仏町
28日(火)	中央町・川井町

日曜資源回収 (9:00～12:00)

5日・19日	e-ライフプラザ(清掃事務所)
12日・26日	消防署東側防災公園

その他の相談

相談	とき	ところ	問合先/備考
弁護士同席の 消費生活相談	5月16日(木) 午前10時～正午 (受付は午前11 時30分まで)	市役所1階 消費生活センター	相談時間: 1人あたり30分※予約優先 相談できる内容: 悪質商法や契約トラブル、多重債務など消費生活に関すること
早期教育相談 (無料・予約制)	8月1日(木)、2 日(金)午前10時～ 午後4時30分	犬山市南部公民館 (犬山市羽黒摺墨 11)	対象: 乳幼児期(0歳以上)から、令和7年度に新一年生に入学するお子さん(6歳まで)とその保護者 相談内容: 障がいの可能性があると思われるお子さんの就学など 申し込み: 6月7日(金)までに学校教育課学校教育グループ(☎ 38-5818)へ申し込みください。
たんぼぼ相談 (教育相談) (無料・予約制)	火・金曜日(祝 日は除く) 午後1時30分～ 4時	一宮東特別支援学校 (一宮市丹羽字中山 1151番地1)	予約・問合先: 一宮東特別支援学校たんぼぼ相談係(☎ 0586-51-5311) 内容: お子さんの発達が気になる、障がいのあるお子さんの子育てや教育に不安があるなど、保護者・教職員の皆さんが抱えている疑問や不安・悩みについて一緒に考えていきます。 予約受付時間: 月～金曜日(祝日は除く)午前9時～午後5時 ※相談費用は無料です。相談内容については秘密を厳守します。
成年後見制度相談	5月13日(月) 午後1時～4時	市役所1階 市民相談室	問合先: 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター(☎ 052-908-3022) 相談内容: 成年後見制度、その他許認可、相続手続き、遺言など行政書士業務 相談員: 公益社団法人コスモス成年後見サポート会員
成年後見制度相談 (巡回相談・予約制)	5月8日(水) 午後1時30分～ 4時20分	ふれあいセンター 3階福祉団体活動室 (西市町無量寺2-1)	予約・問合先: 尾張北部権利擁護支援センター(☎ 0568-74-5888) ※相談は、1組50分で、1日3組

5月の保健センター案内

保健センターの年間予定は市ホームページに掲載しています。



●の事業は、左の二次元コードからも申し込みができます。

子どもと妊婦さん

教室・相談・健康診査に参加するときには、母子健康手帳を持参してください。
駐車場が少ないため、車でのお越しはなるべく控えてください。

会場：保健センター

★の事業は要予約、先着順（●の事業は電子申請可）

申し込みは、前月の15日（土・日曜日、祝日等の場合は翌開庁日）から受け付けています（電話可）。問合せ ☎ 37-3511

内容	とき			対象	備考
	日	時間	受付		
母子健康手帳 交付 (妊娠の届出)	毎週木曜日 (祝日除く)	—	9:00 ~ 11:00	妊婦	母子健康手帳、妊婦健康診査受診票などの交付 持ち物：妊娠届出書（医療機関で発行） 妊婦自身の口座情報がわかるものの写し、身分証明書の写し（出産応援金の申請に必要となります） 交付手続きの際には、今後利用できる母子保健サービス等の説明がありますので、時間に余裕をもってお越しください。 ※都合のつかない人は電話で連絡してください。
★●パパママ セミナー	25日(土)	10:00 ~ 11:30	9:45 ~ 9:55	妊娠6か月以降の 初めて親になる夫婦 (定員25組)	分娩経過や父親のサポートについて、育児体験（抱っこ・おむつ替え）、沐浴見学
★母乳相談	20日(月)	9:00 ~ 12:00	予約制	母乳育児をしている 人(定員6人)	母乳相談、授乳指導、育児相談、体重測定 持ち物：母乳拭き用タオル
★●乳幼児 健康相談	7日(火)	9:00 ~ 11:00	予約制	乳幼児 (定員81人)	身体計測のみ希望する人は電子申請、育児相談がある人は電話で申し込みください。 ※相談の内容によって保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士が対応します。
★こども 発達相談	13日(月)	9:00 ~ 11:00	予約制	乳幼児 (定員10人)	身体やことばの発達などの相談
★●これから はじめる 離乳食教室	17日(金)	10:00 ~ 11:00	9:45 ~ 10:00	4~6か月児 (定員18人)	離乳食のはじめ方の話、調理体験
★●ツインズ 交流会	28日(火)	9:30 ~ 11:00	—	双胎・多胎の妊婦等、 双児・多児の親子	情報交換、交流会 保育士による親子遊び

乳幼児健康診査について

4か月児健診（令和6年1月生）、1歳6か月児健診（令和4年10月生）、3歳児健診（令和3年5月生）の対象者には、個別通知をしています。転入した人や個別通知が届いていない人は、保健センターに連絡してください。

2歳3か月児歯科健康診査が7月から始まります

2歳児歯科健康診査と2歳6か月児歯科健康診査を2歳3か月児歯科健康診査に変更します。

7月の対象者（令和4年4月生）に6月から個別通知をします。詳細は保健センターに問い合わせください。

★1歳おめでとう教室（プレゼントをお渡しします）

幼児食・育児・発達・歯の話や親子遊び、身体計測（希望者）を行います。対象者（令和5年5月生）には、個別通知をしています。転入した人や個別通知が届いていない人は、保健センターに連絡してください。

相談専用電話：☎ 0587-66-7300

健康や妊娠中・子育てのお悩みなど気軽に相談してください（土・日曜日、祝日を除く毎日（午前9時～正午、午後1時～4時））。

成人

保健センターを利用されるときは、健康手帳を持参してください。健康手帳の交付は随時行っています。

内容	と き		ところ	対象	備 考
	日	時間			
健康チェックの日	毎月第1・3水曜日 (祝日除く)	9:00 ～11:00	保健 センター	成人	内容…保健師による健康相談、血圧測定、体組成測定(体脂肪率、基礎代謝量等)、禁煙相談、体力チェック(握力測定、椅子立ち上がりテスト) ※管理栄養士・作業療法士・歯科衛生士による相談は予約が必要です。
臨床心理士による こころの健康相談	9日(木) 23日(木)	13:30 ～15:30 ◎予約制			申し込み…保健センター(電話可) 内容…臨床心理士によるこころの健康相談(相談時間は1人30分程度です)

SNS 相談

●厚生労働省ホームページ「悩み相談」



●愛知県ホームページ「様々な悩みの相談窓口」



任意予防接種のお知らせ 接種費用の一部を助成します



種 類	対象者	備考
おたふくかぜワクチン	1歳から6歳までの小学校就学前 (年長児の3月31日まで)の子ども	助成金額：2,000円 助成回数：1回 ※令和6年4月以降の接種に限ります。 ※おたふくかぜにかかったことのある人は対象外
風しんワクチン (麻しん風しん混合含む)	①および②の両方に該当する人 ①経産婦・妊婦を除く、妊娠を予定または希望する女性 ただし、風しん(麻しん風しん混合含む)ワクチン接種 歴がある人、風しん罹患歴がある人を除く ②令和6年4月から令和7年3月までに受けた風しん 抗体検査で抗体価が基準値に満たない人	助成金額：接種費用の2分の1 (上限5,000円) 助成回数：1回 ※申請期限 令和7年3月31日
高齢者肺炎球菌 ワクチン	定期予防接種対象者に該当しない65歳以上の人 ※ただし、過去に一度も市の助成を受けてない人で接種 を希望する人	助成金額：4,880円(自己負担3,500円) 助成回数：1回 ※定期接種対象者には、65歳になる月に個別通知 します。
带状疱疹ワクチン	満50歳以上の人	助成金額：上限5,000円 助成回数：1回 ※令和5年4月以降の接種に限ります。

●接種方法・手続き方法について

市ホームページを確認するか、保健センターにお問い合わせください。

おたふくかぜ
ワクチン



風しんワクチン
高齢者肺炎球菌ワクチン
带状疱疹ワクチン



●風しんワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用全額助成について

市民税非課税世帯(生活保護受給者世帯等含む)に該当する人は、接種費用の自己負担分を全額助成します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

救急医療電話番号案内

救急医療情報センター

☎ 0586-72-1133

休日急病診療所(日曜日・祝日)

☎ 0587-66-4708

受付 9:00～11:30、
13:00～16:30

小児救急外来

江南厚生病院内(こども救急診療室)

☎ 0587-51-3333

○土曜・日曜・祝日

受付 9:00～12:00
13:30～16:30

愛知県小児救急電話相談

☎ #8000

(☎ 052-962-9900)

○毎日19:00～翌朝8:00

協働のまちづくりコーナー

【市民活動に関する問合せ】 市民活動支援センター（市民プラザ内 ☎・FAX 37-0257）
 【掲載に関する問合せ】 協働安全課市民協働グループ（☎ 38-5803）

●まちづくりネットワークの説明ページはこちら→
 なにか社会の役に立ちたい、特技を生かしたいと思っ
 ている人は、右の二次元コードからご覧ください。



●『メルマガかわらばん』に登録してください。市
 民主体のイベント情報を中心にお届けしています。
 こちらから空メールを送ってください。→



『寺おん×縁日 2024』（市民活動助成金対象事業）

●問合せ先 「いわくらしい部」 山口（☎ 080-5120-9402、メール iwakulive@gmail.com）

地域の拠りどころ「お寺」から音楽のあるまちづくりを！
 プロやアマチュアミュージシャンの音楽ライブと、手作り雑貨やキッチンカーが並ぶ縁日型マルシェを、
 ぎゅっと詰め込んだ地域密着イベントです。今回は大地新町の「正起寺」で開催します。

- とき 5月26日(日)午前10時～午後3時30分
 - ところ 正起寺（大地新町二丁目65番地）
 - 内容 音楽ライブ、手作り品販売、キッチンカー出店、市民活動団体の活動展示など
 - 入場 無料（来場先着200人に「オリジナル記念うちわ」をプレゼント）
 - 申し込み 不要
- ※ボランティアスタッフを募集しています。



頭の

クロスワードパズル

の体操

キーワードをもとに、クロスワードを完成させよう！
 色マスの文字を並べかえると答えができます。
 正解者の中から抽選で3人に、**オリジナルポストカード2枚**をプレゼント!!

タテのキーワード

- 1 20歳のことをいいます。
- 2 衰えしなびて縮むこと。元気がなくなること。
- 3 音波を用いて水中・水底の物体に関する情報を得る装置
- 5 不平・不満が心に積もりこもること。
- 7 イワシ・アジなどの小魚を開き味醂醤油で味をつけて干したもの
- 9 一定の時期に枝や茎の先端などに形成され、受精して実を結ぶ機能を有するもの
- 10 小児の感染症では注意が必要な細菌、Hib（ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型の略）
- 11 紙を成型・加工した容器類。段ボール箱、飲料品の容器、紙コップ・紙皿など。

ヨコのキーワード

- 1 「ハイソサエティ」の略語で、上流社会や上流階級の人々がいる社交界
- 4 動物の神経中枢のこと。
- 6 好み。特に、芸事などに関する心得
- 8 和名は鬱金香。ユリ科の植物で食用のものもある。
- 10 日に当てて乾かすこと。
- 12 資本金および預貯金などの利益を源泉とするもので返済する必要のない資金のこと。

1	2	3	4	5
6			7	
8				
9		10		11
12				

4月号の答えは「タラノメ」でした。
 （詳細は、ホームページに掲載しています）

応募方法

はがきに必要事項を記入のうえ、右記あて先までお送りください。当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

右記の二次元コードからも応募を受け付けています。

※応募は1人につき1回までとさせていただきます。



- あて先 〒482-8686 岩倉市秘書人事課 秘書広報グループあて
- 必要事項 ①並べ替えた答え ②氏名（ふりがな） ③郵便番号・住所 ④電話番号 ⑤広報いわくらで取り上げてほしい人や話題 ⑥今月号の感想（任意）
- 応募期限 5月10日(金)（当日消印有効）



家庭でできるゼロカーボンシティの実現に向けた取組②

日本の年間のエネルギー起源のCO₂*排出量は10億トンで、国別で見ると中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで、5番目に多くなっています。

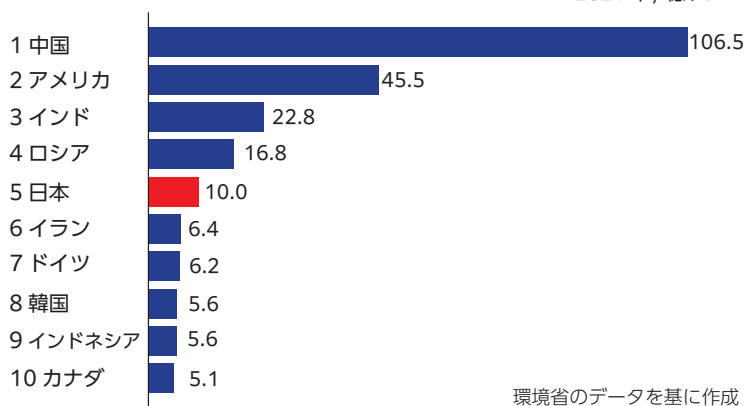
これは、日本の国民1人あたり7.95トンのCO₂を排出していることになります。

2050年度までにゼロカーボンを達成するためには、1人ひとりの心がけが必要不可欠です。自分のやれることからコツコツ取り組んでいきましょう。

※石油、天然ガスなど、化石燃料をエネルギー源として使用する際に発生するCO₂のこと。

市役所や岩倉駅東西地下連絡道に、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組のポスターを掲示しています。探してみてください！

CO₂ 排出量ランキング 2021年/億トン



電車、バスの利用



マイボトルの利用



正しく分別



食品ロスをなくす



節電

健康いわくら 21～プラス1品、野菜料理の提案～

★「野菜別！おいしい料理レシピ集」を保健センターで配布しています。



簡単！！美味しい野菜レシピ（キャベツ編）

健康課健康支援グループ（保健センター内☎37-3511）

塩ポンキャベツ

材料 2人分

キャベツ 1/8玉 (150g)

塩こんぶ 8g

ポン酢しょうゆ 大さじ 1/2

ごま油 大さじ 1/2

※1人分の野菜の分量 (75g)

<作り方>

① ボウルにポン酢しょうゆ、ごま油を加えて混ぜ合わせる。

② キャベツはひと口大にちぎる。

③ ①に②をいれて、全体に混ぜ合わせる。

④ 冷蔵庫で2～3時間冷やした後、お皿に盛る。

※すべての材料をポリ袋に入れて、手でもんで味をなじませると、すぐ食べることができます。

・・・メモ・・・

キャベツは手でちぎると味のなじみがよいです。
お好みの大きさに包丁で切ってもいいです。

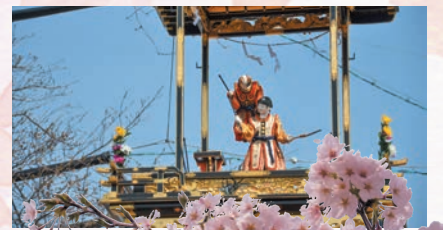


岩倉 桜まつり

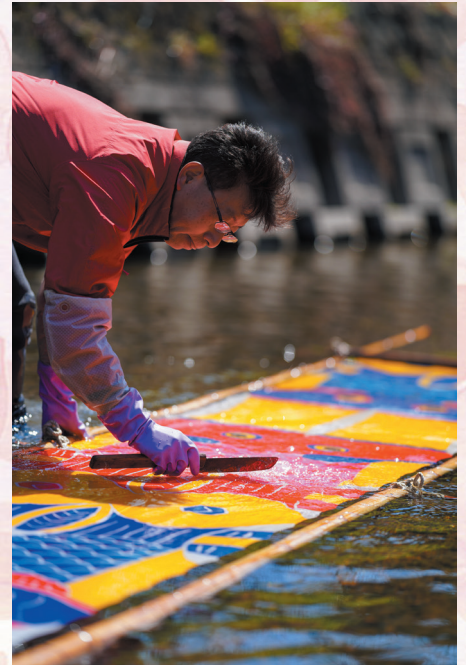
3月29日(金)から4月7日(日)の10日間、五条川河畔で5年ぶりに岩倉桜まつりが行われました。

今年には桜の開花から満開までがまつり期間中に合致したこともあり、訪れた人たちは、日に日に変わっていく五条川の風景を花見をしたり記念撮影をしたりして楽しんでいました。

山車の巡行やのんぼり洗いの実演、ステージイベントなど多くの催しが行われ、大勢の観客で賑わいました。



広報に掲載した写真をさしあげます。 申込先 秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801)



📷 あなたの写真を広報に 📷

いわふォト

投稿募集中です

岩倉市内で撮ったあなたのイチ押し写真を
広報に掲載してみませんか？

- 投稿方法 ①住所（町名のみ）②名前（ペンネームも可）を記入し、写真データを添付して下記アドレスまでメールでお送りいただくか、市役所5階秘書人事課窓口まで写真をご持参ください。
- メールアドレス hishojinji@city.iwakura.lg.jp
- 留意事項 ①岩倉市内で撮影した写真であること。
- ②著作権・肖像権など第三者の権利を害しないこと。
- ③ 広報紙に掲載されなかった写真は市ホームページに掲載する場合があります。
- 問合せ先 秘書人事課秘書広報グループ（☎38-5801）



山車と菜の花～
来年は桜が咲いてるといいなあ～
(八剣町 森田さん)



八神橋の欄干から見た桜の花
額縁に入ったように見えました。
(八剣町 みるきい♪さん)



五条川の桜
(本町 NORIさん)



岩倉駅前の花壇が満開！
(栄町 スーさんさん)



石仏スポーツ広場の隣の空
き地にキジがいました。
(西市町 うさぎ好きさん)



青空に映える満開の岩倉の桜と真っ赤な名鉄電車に春の訪れを感じました。
(曾野町 ぱくたまさん)



(東新町 めおーさん)

Pick Up News (ピックアップニュース)



曾野小学校放課後児童クラブ施設が完成し、開所式が執り行われました。

曾野小学校放課後児童クラブ施設は、玄関前のスロープ、床面のバリアフリー化、多目的トイレの設置に加えて、太陽光発電システムや蓄電池を備えており、人にも環境にもやさしい施設となっています。

● 毎月1回 1日発行
● 岩倉市ホームページアドレス <https://www.city.iwakura.aichi.jp/>
● 編集・問合せ先 総務部秘書人事課秘書広報グループ（☎38-5801）

穴をあける際にご活用ください。

● 発行 岩倉市役所 〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎0587-66-1111 FAX0587-66-6100
広報紙いわくら音声版(CD)を用意しています。また、ホームページでも公開しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。